

## 第 51 回 武庫川流域委員会

### 議事録

日時 平成 19 年 7 月 24 日(火) 14:00～18:45  
場所 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター

○木本 定刻となりましたので、これより第 51 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

本日の司会を担当させていただきます事務局の木本です。よろしくお願いいたします。

本日は、17 名の委員にご出席をいただいております。池淵委員、浅見委員、茂木立委員、池添委員、岡委員、田村委員につきましては、所用のため欠席されております。また、奥西委員につきましては、所用でおくれて来られる模様です。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形でさせていただきます。

早速ですが、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第 51 回武庫川流域委員会次第、裏面に配付資料等の一覧がございます。次に、第 51 回流域委員会委員名簿、裏面が行政出席者名簿でございます。次が座席表、資料 1 としまして、第 1 回運営委員会の協議状況でございます。資料 2 - 1 が武庫川水系河川整備基本方針(原案)等に対する意見書ということで、A 4 版でホッチキスどめされております。続きまして、資料 2 - 2、A 3 サイズ、ホッチキスどめで、武庫川水系河川整備基本方針(原案)等に対する各委員の意見集約(案)でございます。次が、A 3 サイズ縦長のもの、ホッチキスどめでとめておりますが、資料 2 - 3、武庫川水系河川整備基本方針(原案)審議の論点に対する各委員の主な意見と県の考え方でございます。資料 2 - 4、ホッチキスどめで、水田の貯留機能増進に関するアンケート調査でございます。資料 3、新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査に対する意見書ということで、意見書をとじております。その次が資料 4 になりますが、一般の方からの意見書等を整理しております。その後、参考資料 1、基本高水ピーク流量の設定について、参考資料 2、流域対策(流出抑制対策)について、参考資料 3、スケジュールの一例、それから、武庫川づくり等をとじさせていただきます。

なお、本日の審議に係る資料としまして、前回第 50 回の委員会で配付しました基本方針の原案及び参考資料について、傍聴者の方で、もし前回ご参加されていなくて、ご要りようでありましたら、受付、事務局の方で多少部数を用意しておりますので、お申し出ください。

それから、傍聴者へのお願いということで 3 点、発言について、議事録作成について、写真撮影についてという紙をお配りしております。議事運営についてご協力をお願いします。また、裏面にはアンケート等があります。もう 1 点、お願い事項として、カメラでの写真撮影の関係でございますが、当委員会では、委員会の状況を記録しておくため、カメ

ラで撮影することがございます。基本的には傍聴者の方々の個人が特定されるような撮り方はしないように留意したいと思います。内部の記録用に撮影するものです。ご理解をいただいて、ご承認をよろしく申し上げます。もしどうしても承認できないという方がございましたら、事務局の方へお申し出ください。また、マスコミ関係の取材は、本日は申し込みがございませんが、ある場合もございますので、あわせてよろしく申し上げます。

それでは、次第の 2 番目の議事に進めさせていただきたいと思います。本日の議題は、武庫川水系河川整備基本方針（原案）の審議、武庫川峡谷環境調査の質疑と意見、その他でございます。終了時間は、会場の都合によりまして 5 時半ごろを予定ということですので、よろしく申し上げます。

それでは、松本委員長、よろしく申し上げます。

○松本委員長 ただいまから第 51 回武庫川流域委員会の議事を始めさせていただきます。

本日は、皆さんご苦労さんでございます。きょうの午前で近畿もようやく梅雨明けで、夏本番ということになります。昨年 7 月、8 月というのは、私たちにとっては提言を取りまとめる大変な忙しい時期を経験して、それからちょうど 1 年になります。この梅雨の期間には、超大型の台風 4 号が一時は直撃するという情勢になって緊張したことがございましたが、幸いにそれだ。しかし、翌日には中越沖地震で、たくさんの方が亡くなられ、被災者がたくさんおられるということで、冒頭に、台風 4 号でお亡くなりになった方、あるいは家を失われた方、そして中越沖地震でお亡くなりになった方々、たくさんの方々に、被災者の方々にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

本日の議題は、6 日に行いました前回の第 50 回流域委員会で県の方から提示されました武庫川の整備基本方針の原案についての審議に本格的に入りたいと思います。この審議にあたりまして、たくさんのご意見を委員、あるいは委員外の一般の流域の方々、あるいは武庫川の整備に関心を持っているの方々から賜っております。こうしたことをただ単なる形式的な議論で終わらずに、基本方針というのは超長期にわたる武庫川づくり、武庫川の川と流域をどのようにしていくかという大きな目標を定めるもので、いわば武庫川流域の整備の憲法ではないかと私は思っております。その中身をしっかりとしたものにしていくために本日からしっかりした議論をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

議事に入ります前に、本日の議事録並びに議事骨子の署名人の確認をさせていただきます。

本日は、私と、土谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、7月17日に開催しました第71回運営委員会の報告をさせていただき、あわせて、本日の議事の進め方のご提案とさせていただきます。協議状況結果については、資料1に裏表で記載をしております。本日は、整備基本方針の原案に対する各委員から出されている意見書に基づいて、質問並びに意見を開陳していただくというのが第1の議題でございます。18名の委員から文書で意見書をいただいております。資料2-1に収録しておりますが、この意見書に基づいて、各委員に順次、中身を要約して簡潔に意見を述べていただく。これに対して県の方から、現時点で県の方がどのような考え方をしているか、あるいは補足の説明等々を一括してお願いしたいと思います。各委員の質問、意見に個別に答えていく一問一答方式にすると、項目が重なる部分が大変たくさんあるということと、時間的な関係もあって、全委員の開陳が済んだ後、県の方から一括してご回答をいただくというふうに本日はしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目は、武庫川峡谷の環境調査計画に関する議題でございます。これは前回の第50回流域委員会で県の方から説明をいただきました。これも、文書でもって各委員から意見書あるいは質問書が出ておりますので、それに基づいてご発言をお願いしたいと思います。資料3に記載されていますように、9名の委員がこの件に関してのご意見を出されております。順次開陳していただきたいと思います。この環境調査の計画につきましては、委員会として審議をして委員会の意見を取りまとめるということをやらないということ既に運営委員会で決めておりますので、そのように取り扱わせていただきます。

運営委員会報告の2は、この原案についての審議の本日以降の進め方でございます。基本的なことだけでございますが、1つは、原案の審議にあたっては、県の原案に対して委員会が一方的に意見を出して、それを取りまとめて答申するというふうな形ではなくて、疑問点、問題点を徹底的に委員会の中で議論をして、可能な限り委員会と県の間で合意を図るように努力するということが前提でございます。その上で、どうしても合意できなかった件に関しては、答申として取りまとめて県の方に文書で提出するという形をとっていきたいと思っております。前段が大変重要なポイントではないかと思っております。

今後議論をしていく上で、おおむね次のような論点がこれから中心になるのではないかとこのように運営委員会で整理をしております。各委員の意見をまだ精査していない段階で、これは本日の審議を踏まえて整理をし直しますが、現時点では、1つ目は、武庫川の整備基本方針のあり方に関する論点でございます。武庫川らしい方針、あるいは時間軸一

一どのぐらいの時間を想定するのか、あるいは政策目標等々についてでございます。

2つ目は、武庫川の概要に関して、武庫川らしさをどのようにあらわしているか等々に関する論点でございます。

3つ目は、治水に関する論点でございます。1点目は、総合的な治水対策、治水の考え方、2点目は、基本高水についての説明や表現方法について欠けているのではないかとのご意見がございます。3点目は、流域対策です。4点目は、既存ダムを活用、5点目は、洪水調節施設等の優先順位に関する議論、6点目は、堤防強化等の重点対策について、どのように反映されているかという議論であります。7点目は、大規模開発の抑制にかかわる論点、8点目は、都市関連施策に関する論点、9点目は、総合治水条例等の整備に関する論点などが対象になるのではないかと見ております。

4つ目は、利水にかかわる論点でございます。正常流量や緊急時の水利用、水循環にかかわる問題でございます。5つ目は、環境に関する論点で、自然環境や水質、まちづくりにかかわる論点になろうかと思っております。

こうしたことを一応念頭に置いて、本日の議論をお聞きいただき、次回以降のさらに突っ込んだ審議に備えていただきたいと思いますと思っております。

あと、今後のスケジュール等についての記載がございますが、既に設定しております次回の委員会に向けた8月9日の運営委員会の前に、きょうの審議の結果を見て、場合によっては7月26日、明後日に運営委員会をもう1回追加して開くということをおよび本日の会議の終了後に運営委員のコアメンバーで決定をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

運営委員会の協議状況は以上のおりでございます。このように審議を進めさせていただきたいと思っておりますが、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

では、このように進めさせていただきます。

早速、意見の開陳に入りたいと思っております。資料2-1に基づきまして、各委員から基本方針（原案）についての質問並びにご意見をちょうだいいたします。目次に記載の順でお願ひしたいと思っております。

1番目の田村委員にしましては、本日ご欠席でございますので、これは後ほど事務局から朗読させていただきます。

まず、谷田委員からお願いいたします。

○谷田委員 大体3つのことについて書きました。一番初め、基本高水が 4,651m<sup>3</sup> / s

から  $4,690\text{m}^3 / \text{s}$  と大体  $40\text{m}^3 / \text{s}$ 、原案の方が多くなっております。それは最大値がとられているからです。原案の参考資料の治水編の 6 ページ、図 2 では、グンベル分布がかいてありますけれども、値が大きくなるに従って、曲線がずっと右に曲がっていますから、どうしても大きい方にばらつくわけです。そのばらつく一番右がとられているわけですが、ばらつきが 3,500 から 4,700 と 1,200 ありまして、もし外挿法がとられるのであれば、数学的に言いますと、周辺の値を曲線の上から求めるのは私はちょっとおかしいと思うわけです。ある程度範囲を限らないと、曲線をそのまま応用するのはちょっとおかしい。十分広がりがありますから、4,651 でもかなり安全だと私は思っております。だから、40 もプラスする必要はなく、4,650 で十分安全側、右寄りだから、安全だと思っております。

その次、流域対策で、現状水田については除外されたということです。なぜ除外したかということがわからないわけです。上流は、今でも内水被害というか、雨が降ったときには貯留しますから、貯留になっているわけです。それを数えないということはおかしい。

ため池と防災調整池は、現状を調査してそういうふうにしたんですけれども、現状というのは必ずしも将来のことを言っていないわけです。原案でもそうですけれども、将来の目標にするんだったら、現状ではなくて、将来どうあるためにはどうするかということを考えればいいわけです。何もそんなに少なくする必要はなく、調整池も、つぶされたものがあつたらもとどおりにしないといけなだけで、将来のあるべき姿に戻してほしいと思っております。

それから、土地利用規制は、私有地だからできないとか、公有地だからできたとか、そういうふうなことではなくて、おかしいと思ったら、そこは建築規制はきちんとしないと、下流部が開発されてしまったのは、それは開発時の計画が甘いのであって、将来の予測というか、川の姿を考えて、土地規制はもっと厳しくやってほしいと思います。

私は大体そのようなことを書きました。詳細は読んでいただいたら結構と思います。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、酒井委員、お願いします。

○酒井委員 本日の資料 2-1 の 5 ページ、6 ページ、7 ページに私の意見を書いておりますので、それを見ながらお聞きいただきたいと思います。

(1) 環境については、武庫川峡谷の美しさ、その環境について、私たちは、地形を含めた峡谷全体の景観が破壊されるということを非常に危惧しております。しかしながら、県の原案によりますと、資料 ④、新規ダム峡谷環境調査、可視場の抽出、斜面の変化、溪

流の景観の角度から景観を損なわない配慮をするということでもございました。私としましては、大規模な治水工事は、環境への影響を伴い、致命的な環境破壊をもたらすということとを非常に危惧するものでございます。環境の中には、希少種、貴重種があるといった面からそれを保護しなければならないという意見がありますけれども、私は、全体としてあの環境が持つ雰囲気といいたいまいしょうか、私たちの心の癒しの場とでも申しまいしょうか、あの環境全体の中にそれを求めて日々多くの人がああ場所を訪れる。それを大切にしたいと思うのでございます。一たんはダム計画が中止になって安堵していたところが、震災後突如ダムの計画が立ち上がって、そのときに市民が立ち上がったわけです。あの溪谷を何としても守りたいという市民運動の原点がそこにあるということをも銘記すべきであると考えます。

県は、総括的に武庫川ダム問題をとらえていない。局所的、対症療法的な問題では新規ダムの建設の問題は解決しない。武田尾峡谷の景観はかけがえのない自然環境資産であり、兵庫県民の貴重な財産と言うべきものである。最終的に見解の相違であるということも片づけるべきものではない。そういう短絡的な議論で結論を求めるべきでないと考えております。

次の提言は、ダム代替策の検討ということで、6 ページに挙げておりますが、私たちの提言では、代替策の徹底的追求が先決であると。諸条件を現場に即して検討すれば、新規ダムに頼らなくても武庫川の治水計画に必要な効果量を期待することができる、期待することができる。現時点ではこうした対策の実現を図るために全力投球をするべきであるという提言に対して、県は新規ダムを含めた新規洪水調節と既設の青野ダム、既設利水施設の治水利用を組み合わせることで  $910\text{m}^3 / \text{s}$  を調節するというふうなことで、まともにそのことについての対応がされていないことを残念に思います。

意見としましては、県は委員会の提言を真正面から受け取っていない。既にダムありきの対応では、参画と協働の基盤が根底から崩壊するものであると思います。総合治水の本領とも言うべき代替策の検討、また仮説の検討、実現性への取り組みが見られないのは、総合治水の対策を根本的に放棄したものと受けとめざるを得ないと思います。

代替策による効果量の数値化については、まだまだ議論の余地を残しています。例えば、水田貯留の実際、ため池の有効活用等々、可能な範囲の努力と実績を積むことにより、問題の多い新規ダム建設を回避することができると思います。

また、原案の中に、水田貯留についてのアンケートで得た結論で、これを除外するとい

うことになっておりますけれども、治水対策の重要な役割を果たすのは、水田をどう活用するかということであり、それが大きな課題であろうと思います。それを除外するということ自体、極論すれば欠陥原案であると言わざるを得ないと思います。水田の有効活用については、きょうの資料の、アンケートの冒頭に、水田の持つ機能というのが暗黙のうちに語られています。降った雨を徐々に川へ流すと記されています。実際現場に立ってみれば、水田はいわば穴あきダムの効果を果たしている。その効果も非常に大きい。また、積極的に堰板による一時貯留という対策はピーク流量の抑制に重要です。水田の機能について、一知半解といいたいまいしょうか、水田については県と私の間に認識のズレがあるように思います。現場に立って理解を深めたいと思います。1つの部分だけを見て、理解がないままにこれを素通りすることは非常に危険であり、第三者が見ても、この原案そのものにかかわった県であり私たち自身が反省しなければならない大きな問題を抱えているように思います。

次は、言わずもがなでございしますが、武庫川の源流が篠山地域の丘陵地域に端を発しということについて、いやそうじゃないと。三田市から篠山へ入るときの山のたたずまい、川の流れの状況を見たら、篠山地域は丘陵と言わへんでということは何回も指摘しましたけれども、この期に及んでまだ篠山の丘陵と言われるにはそれなりの理由があるとするれば、教えていただきたい。これは別に皮肉で言うのではないんですけれども、何回提示しても変わらないということについて、私自身割り切れないものを持っております。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。では、奥西委員、お願いします。

○奥西委員 私の意見書は、4つほどに分かれております。はしょって、順番にお話をしたいと思います。

1番の問題は、基本方針原案がどういう時間スケールを念頭に置いているかというこの前の委員会の議論を繰り返しておりますが、果たして時間スケールが本質的な問題であるのかというのが私にはよくわかっておりません。それで、特に淀川流域委員会の今本先生が議論されております、いわゆる基本方針棚上げ論――棚上げ論というのは、もう手の届かないところでやってしまうという意味ではなくて、向かうべき方向性を明らかにしつつも、整備計画を制約しないような方針を出すんだということに本質があると私は思っておりますが、それに照らしてみますと、この原案には方向性がはっきり感じられない。一方では、整備計画を制約するところが非常に大きいように思います。特にこれこれは、選択



肢に含まないということの記述が、原案そのものには書いていないんですが、参考資料には多く含まれております。

具体的には、資料 3-1 の 4 ページから 7 ページで書いております。具体的に述べることはやめますが、短い期間で実現可能性が担保できないものは選択肢から外すという基本方針があるやに見えます。一方では、特に新規ダムの問題についてそうですけれども、相当長期間かけなければ実現性を担保できない問題について選択肢に残している。そういうちぐはぐさが感じられます。どういうものについては外し、どういうものは外さないのか、それぞれどれぐらいの時間スケールの考察に基づいているのかを分析すると原案作成者の意図があぶり出されるんじゃないかと思っているんですけれども、私はまだそれはやっておりません。全体を通して、河川法に反することはしていないけれども、河川法の趣旨を十分生かしたのものにはなっていないような印象を持ちます。

2 番目の問題に移ります。意見書の 2 ページ目から、この資料では 9 ページからになりますが、歴史認識について議論しております。歴史というのは、過去のことを知識として知るということに終わるものではなくて、将来どういうぐあいに考え、どういうぐあいに行動するかという指針を得るものとして勉強するものです。歴史の先生というのは、だから将来こうなさいとは決して言わない。それは生徒が自分で考えなさいと言います。武庫川の河川管理者は、歴史の先生じゃなくて生徒なんです。ですから、自分で考えて答えを出さなければいけない。ところが、歴史の認識とその答えとの間に断絶がある。これは流域委員会の提言の内容と対照的で、流域委員会の提言では、これからどうするかということにかなりのページ数を費やしていますし、それは過去、現在の認識と既に密接な関係を持って書いていたつもりですが、その辺がどうも合わない。ほかの委員の複数の意見書に、提言書と原案との対比表はあるけれども、そこに書かれていないことがむしろ問題であるというふうな意見が出ておりますが、これもそのうちの 1 例であろうと思います。

これからの議論の方向性ですが、こういう問題を突き詰めていくと哲学論争みたいになってしまうかもしれません。それは余り生産的ではないだろうと思うんですが、非常にイメージなことを考えますと、整備計画については 30 年後に実現を目指すということが書かれております。それについては基本的に異議はないと思うんですが、それじゃ基本方針はその 30 年と比べてどうなのかというところから議論していけば、私としてはそれでは余りにも議論の幅が狭過ぎて不満が残ります。ただ、出口の見えない哲学論争に迷い込むよりはましかなという気もいたします。

次に、第 2 章の (2) で、砂防事業と河道管理の関連について議論しております。要するに、砂防事業の現在までの到達点と現在残っている問題点が整理されていない。したがって、やむを得ず現状では砂防事業に関して何ら問題がないというような書き方をして、それに基づいて河道管理をやるんだという考え方になっているようです。これについては人によって意見が違うところがあるかもしれませんが、その議論はともかくとしても、これはいわばネガティブな形で整備計画に縛りをかけるだけで、整備計画のためのガイドラインにはなり得ていないんじゃないかと思います。

次に、流域管理の問題に移ります。これは私の意見書の 4 ページ目に書いておりますが、結論的に、流域管理と河道管理との違いを全然わかっていないんじゃないかと思わせるような書き方になってしまっているということが問題だろうと思います。河道は、原則的に河川管理者の属する県の所有なわけですが、流域の土地は必ずしもそうではないわけで、土地所有者の権利というのが重要なキーになってくる。ある意味では障害になってくることもあるかと思いますが、基本的な我々の考え方は、流域は、流域管理の考え方からすると公共のものである。この考え方自体は原案にも示されております。ただ、公共というのは中身が問題です。武庫川流域の住民の参画と協働という言葉が出る前から、武庫川ダムに賛成の人も反対の人も真剣に議論をしてきました。その続きとして、参画と協働という理念が示され、その将来の延長として、武庫川の公共領域、あるいは公共空間とでも言うべきものが確立すると私は期待しているものですが、そういうものが流域管理の主体でなければなりません。それに対して、土地所有者とか流域管理の影響をこうむる住民があり、その間に専門家としての河川管理者と県職員がおられ、また第三者機関として、例えば流域委員会、あるいはポスト流域委員会的なものがあると。そういう考え方を示していると思うんですけども、原案で見られるものは、主人公は河川管理者であって、河川管理者の権限が及ばない事項については何もしない。そういうような線になっているのではないかと。それは極めて不満です。

その次に、やや個別的なこととして、基本高水の問題を述べております。それについては、先ほどちょっと申し上げましたが、別の観点から言います。

基本高水の問題に関する原案と委員会提言の内容は、数値的にはほぼ似たようなものになっておりますけれども、考え方が全く異なります。どういう考え方かという、1 つには、基本高水を出してくるプロセスの考え方が違います。また、基本高水をクリアしていく方向性においても異なっております。全体として感じられるのは、河川工事実施基本計

画への回帰という線がかなり明瞭にある。じゃあ河川法改正は何だったのか、流域委員会は何だったのかということになりかねないと思います。

その他、細かいことについては省略します。また、新規ダムの影響評価についてもここでは省略いたします。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。では、続きまして、村岡委員、お願いします。

○村岡委員 私の意見は 17 ページから記載されております。

最初に、水循環の健全性についてでございますけれども、総合治水において、水循環の健全性の重要性は、河川管理者も我々委員も認めるところであります。そういう意味で、基本方針の 6 ページ、8 ページの 2 カ所に健全な水循環という言葉が出てまいります。この使い方はこれでいいと思うんですけれども、具体的に健全な水循環の構築を図るとかいう内容がなかなかイメージされない。このことにつきましては、川谷委員、池淵委員、長峯委員も同様の考えをお持ちのようでございます。

我々委員といたしまして、提言書をつくる時に、水循環の健全性とは具体的にどういうことを言うのかというのはかなり考えてきたし、議論もいたしました。その結果を提案書に書いたわけですが、それに対して、前回の流域委員会の資料で対比表というのがあります。我々が提言したのは具体的な事項ですので、そのまま基本方針に反映するわけにいかないと思いますけれども、そのほとんどが今後の参考とするという考え方になっております。今後の参考にするというふうに書かれていた事項を勘定しますと、24 カ所あるんですね。これは私にしたらがっかりであります。行政においては、今後何もしないということを今後の参考とするという言葉で置きかえるという傾向があるみたいで、絶対にそういうことのないように、私の委員在任中に、参考にするという中身を回答してほしいと思うわけです。

次に森林についてでありますけれども、本文の 7 ページの 7 行目から森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能とあります。確かに水源涵養というのは公益的機能の 1 つだと思いますけれども、だれが見ても水源涵養というのは水資源の安定供給のためにある機能だと思います。そういう意味から言いますと、出水災害等に対して、流域対策の純粋なメニューとしては、水源涵養という言葉だけではなくて、保水機能とか流出抑制機能という言葉を使うべきではないかと思っております。したがって、そのところの文章を、「森林の持つ水源涵養等の公益的機能を含め、保水と流出抑制の機能が持続的に確保されるよう」とい

うふうに訂正すべきだと思います。同様の意見が長峯委員の意見書にも出ております。

3 番目、正常流量についてでありますけれども、私たちの提言書におきましては、正常という状態を瀬切れや断流を起こさせないことも正常な流況であるというふうに規定しております。本文におきましては、監視点で流量が正常であることとなっておりますが、監視点で流量が正常であっても、その上流や下流で断流が生ずるということはあり得るわけで、そういうことがあってはいけないと私たちは思っております。したがって、本文の 8 ページの上 2 行の部分で、「流水の正常な機能を維持するため必要な流量と流水の連続性の確保に努める」というふうに改めるべきではないかと思っております。

ちなみに、本文の 7 ページの下の 1 行目に、流水の正常な機能という言葉が使われております。流水の機能が正常であるということは、流量が確保されるということだけでは満足しないと思っております。現実には瀬切れとか断流とかいうものが本川で起こることも考えられますが、実際には羽束川のような支川であらわれております。羽束川発電所がありますけれども、その区間 2.6km は、渇水時はもちろんですけれども、平常時で全く流量がないということがありますので、流域一貫ですから、支川も含めて、断流とか瀬切れとかがない状態が正常な流水の状態というふうに解したいと思っております。

2) 本文の 8 ページの上から 2 行目に、新たな水需要が発生した場合にはという言葉がありますけれども、新たな水需要という言葉からは、水需要の増加のみというふうに考えてしまいます。しかし、現実には日本の人口というのは減っていますし、兵庫県も当然減るわけです。減っても、地域的には人口がふえて、新たな水需要が発生するかもわかりませんけれども、やはり人口減に対する考え方に長期方針としては注目する必要があるのではないかと思います。

これに関連して、県の環境部局でも 3 R 政策というのが推進されております。リデュース、リユース、リサイクルですけれども、これを水に応用しますと、節水、水の再利用ということで、節水や水の再利用が普及していきますと、当然原単位が減ります。原単位が減るということは、水需要の総量にかかわってくることで、これを全く無視した記述になっているところはどうも納得いきません。したがって、この部分は、「新たな水需要の発生および人口減少や合理的水利用による水需要の減少が発生した場合は」というふうに書きかえてほしいというのが私の希望であります。合理的水利用というのは、当然自然環境やそのほか環境問題にかかわって、水を合理的に使うということを意味しております。

4 番目、緊急時の水利用についてであります。本文の 8 ページの 5 行目から、「渇水の発

生時には、……情報提供、情報伝達体制を整備する」ということが載っております。確かに渇水が発生しますと情報を密にしなきゃいけない。しかし、緊急時に渇水が解決されるのは、情報の伝達だけではなくて、水の供給、あるいは水の伝達といいますか、輸送、そういったものがなければ、本当に解決しない。この点をどう解釈するかということになります。

この点につきましても、池淵委員、長峯委員から同様の意見が出ております。私たちは、2)に書いておりますけれども、既存ダム治水活用ということを実際に考えてきまして、それに関連して、流域の各市の上水道ネットワークの形成を主張しております。渇水時の対応に活用すべきこととして述べておりますが、これを受けて、県の方で、前回の対比表の 18 ページには、県の考え方として、長期的にはこれはメリットは大きいと認めるけれども、相当の設備投資が必要であるということと、現状は行政は水道事業者というのが横にあるわけで、とてもとても今考えるべきことではないということと否定的な言葉で書かれております。これはまさに縦割りの状態を現在承認するという立場にほかならない。しかし、基本方針というのは、50 年あるいはそれよりも長期的な展望を書くわけですから、現在の管理者も縦割りの欠点というのは十分ご存じだし、将来これはメリットのあるシステムだということも認識しておられる以上、やはり長期的にはこういったことにも目を向けなきゃいけないと思います。したがって、その部分を、「渇水の発生時には、……情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、上水供給ネットワークシステムの促進を図る」というふうにはっきり書いてはどうでしょうか。このことにつきまして、草薙委員の方からも意見が出ております。

5 番目、地下水についてでありますけれども、地下水というのは、水循環過程の重要な要素であり、かつその保全は非常に重要であるということは河川管理者も認めておられますが、実際に基本方針で、地下水という言葉は、ただ 1 カ所、2 ページの 1 行目に出てくるだけで、それも沿岸部の都市で地下水をくみ上げていますというだけの表現です。水循環過程で地下水が重要であるということを認める以上、何らかの形で地下水の保全をこの基本方針の中でも取り上げるべきだと。どこで取り上げるかということも問題ですが、ずっと見ていきましたら、8 ページの 4 行目に河川利用というところがあります。その河川利用という中に地下水利用というものを意識して取り上げるべきだと思います。そこでこの部分を、「地下水の利活用を含む河川利用」という言葉にかえれば、まずまず基本方針としては地下水を考えたということになるのではないかと思います。

それから、本文には出ておりませんが、参考資料の環境編、23 ページに、地下水が重要であるということは書いていただいておりますが、そこに聞きなれない言葉があります。地下水脆弱地域というのを定義されているわけです。これは一体何だと。私は聞いたことがありませんし、脆弱地域というのを定義して一体何をしようとしているのか。この辺が説明されておられませんので、これは本文とは違いますけれども、指摘させていただきたいと思います。

それから、6 番目、潮止堰についてであります。潮止堰という言葉の基本方針の中に入れるわけにはいかないと思いますけれども、潮止堰が治水だけではなくて、利水、環境に関しても重要な検討事項であるということは、我々の審議過程でもわかるわけであります。これに対して、本文では書かれておりませんが、対比表の 5 ページのところ、昭和 63 年調査での検討で、撤去は地下水に影響ありという判断をして、潮止堰の撤去は難しいし、転倒堰もそのままいいというふうな形に持っているようです。しかし、何れ何でも昭和 63 年という今から 20 年前のことです。地盤沈下とか地下水位とかは時々刻々変わっているわけですから、この点は新しい資料に基づいた検討をした上で判断をしていただきたい。潮止堰というのは、取り壊すとすると、転倒堰の廃止もそうですが、すごく長所がある一方で、短所もある。潮止堰を含む横断構造物については、魚道も含めた問題がいろいろあるわけですが、横断構造物という言葉がない。つまり、潮止堰というものも対象になっていないというふうに解釈されても仕方がないので、本文の 7 ページの 15 行目あたりに、洪水調節施設、堤防、排水機場、樋門等とありますが、その間にぜひ横断構造物——これはいろんなものがありますけれども、そういった言葉を入れてほしいということと、それらの河川管理施設としての正常で効率的な機能を確保するという言葉をぜひ入れてほしいと思います。これは、治水だけではなくて、環境にも配慮する言葉であって、生物や地盤沈下対策にもかかわる問題であるというふうに認識するからであります。

最後に、19 ページ、6 番目としまして、水質について述べます。水質について書かれていることに対しては、私は、県の水質に関する考え方が極めてひずんでいるというふうに認識せざるを得ないと思います。なぜかといいますと、対比表の 17 ページに、水循環の概念という項目があって、水循環に関する具体的な表現は難しいかも知れないけれども、例えば水質保全という言葉の中にも、水循環の健全性というものが含まれているというふうに認識したいわけです。県は、公共用水域に関しましては、環境基準を満足していたら

水質は良好であるというふうに認識されているのではないかと思う点がありますが、それはとんでもないことです。環境基準は目標値であるということはさておいても、現在の水質は大腸菌群数というものでは守られておりません。細菌に関しては、新興細菌という新たな抵抗を持った細菌がふえつつあるという調査結果もあるわけですから、そういう点からもやはり水質というのは考えなきゃいけない。それに武庫川は、有毒ではないにしても、泡がいっぱい立っていますし、それが風に飛ばされるというふうな水質状態でもあるわけです。

もっと大事なことは、国の法律では、環境基準を満足したらそれでよしと言っているわけじゃありません。環境基準は常に見直さないといけないわけで、満足していたらしていただいて、類型を1ランク上げるという検討もしなきゃいけないということになっています。例えば、C類型をB類型に上げるという検討をするということなんです。ずっと満足されていれば、それでいいんだということには決してならない。私の知っている限り、最近10年ぐらいのところでは、大阪府でこの見直しがありました。兵庫県ではないと思います。そういう意味からいっても、水質のよさというのは常に求めていかないといけない対象であって、環境基準が満足されていたらそれで終わりというものではないということです。

したがって、現在の良好な水質を保全するという書き方になっていますが、現在という言葉は取るべきです。良好な水質を常に保全していく、良好な水質を目指すという立場に立つのが長期的展望ではないかと思えます。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。池淵委員はご欠席ですので、後ほど事務局から朗読してもらいます。引き続き、土谷委員、お願いします。

○土谷委員 21ページの意見書ですが、1番目に、原案では、流域の情報収集やモニタリングを適切に行いという表現になっていまして、提言書に書いてあった逆算粗度に関するデータを調べるとか、実績降雨と流量の関係を究明するとかということが具体的に書いていないんですね。この書き方では、ほかの方法の調査だけをして終わってしまうということもあり得るので、具体的にこの2点をちゃんと調べるというふうに明記してほしいと思います。

2番目に、原案では、流域内の洪水調節施設により  $910\text{m}^3 / \text{s}$  を調節するというふうな書き方になっていますが、県の説明で、基本方針には具体的な洪水調節施設は書かないから、優先順位もつけないという説明がありました。どの洪水調節施設で何トン調

節するという具体的な数値は書かないというのは理解できるんですが、遊水地とか既存ダムとかそういう言葉さえ書かないのはおかしいと思うんですね。基本方針には何を優先するかというのはやはり書くべきだと思います。もし書かないのが慣例だというのであれば、その慣例を改めた方がいいと思うんです。武庫川の基本方針が先駆的な事例をつくった方がいいと思うので、既存ダムの活用や遊水地を新規ダムよりも優先して検討するという言葉を入れてほしいと思います。

3 番目の水田貯留についてですけれども、県の説明では、水田というのは水がためられない期間があるので、流域対策の数値には入れないということで、それは理解できるんですけれども、水田貯留の対策をしないわけではないのに、水田貯留についての記述がないということは、積極的に取り組まないということも起こり得るので、保全向上が図られるよう努めるだけでなく、水田貯留にも取り組んでいくという文章をつけ加えてほしいと思います。

4 番目に、原案では、既存ダムの活用とか流域対策が進んでいるかをチェックする機関については書いていないんですけれども、チェック機関はやはり必要だと思いますので、それをどういうふうにつくるかというのをちゃんと決めて原案に書いてほしいと思います。

最後に、流域対策の施設の条件について、公園貯留です。直接基本方針に書くこととはちょっと違うと思うんですが、公園貯留の条件の中に公園面積が 0.1ha 以上、公園内のため池が公園面積の多くを占めるものは除外するという規定があるんですけれども、第 22 回の治水ワーキングの資料 3 の公園リストを見てみましたら、三田市の三田谷公園というのが、ため池面積が多い公園なので除外するということになっているんですね。あそこをちょっと調べてみましたら、グラウンド面積だけで 1.2ha あるんです。三田谷公園は、0.1ha 以上ある公園の中でも、水がためられる面積が大きい方に入るのに、そういう公園が除かれてしまっているのはちょっとおかしいので、この規定をもう一回考え直した方がいいと思います。整備計画を立てるまでに一度こういう規定を外して、貯留面積が何ヘクタール以上とか、そういうふうな規定に変えることを提案させていただきたいと思います。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、法西委員、お願いします。

○法西委員 22 ページから 26 ページです。7 月 6 日の委員会の記事が 7 日に出了たけれども、何か県が新規ダムをつくるような様子を書かれていました。それはとんでもないことで、原案には新規ダムをつくるとは書いていません。基本方針というビジョンは長期



計画のはずなのに、今にも始まりそうだ、あるいは 20 年か 30 年の整備計画と同じような感じでとれるということが問題です。

それから、武庫川らしさが何も見えてこない。どういうことかということ、我々が盛んに討議したのは、利水ダムを治水に活用できないかということ、それから、全国で一番ため池が多い県なので、ため池の活用も打ち出すべきである。それから、水田貯留は取り入れないということは、長期のビジョンとしては全く腰の引けた話です。というのは、水田の多機能がありますので、水田でためる期間ができないときはできない、できるときはできるとして、長期のビジョンとしては活用すべきであるということです。

新聞に書かれているように、ダムを入れるかどうかということが一気に浮上しそうなので、提言書で書かれていた内容で不十分なところ、まだこれから検討するところで、武庫川の流下能力、どれぐらい流れる能力があるかということを検討すべきであります。

私ちょっと計算したんですけれども、今の原案には全く考えないでよろしいですけれども、16 年の 23 号台風では  $2,900\text{m}^3 / \text{s}$  流れたということになっています。それはどれぐらいかということ、低水路から 20cm のところでおさまっていて、やれやれということで、それを Manning の式で計算すると、ちょうど  $2,900\text{m}^3 / \text{s}$  になるものですから、あと  $1,000\text{m}^3 / \text{s}$  は流れるだろうと。この論文は大変難しく、これを説明するのに 15 分かかりましたので、今さらここで説明はいたしません。私の論文を十分読んでいただければいいと思いますけれども、とにかく武庫川らしさ、長期ビジョンらしさを考えてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○松本委員長 ありがとうございます。では、川谷委員、お願いします。

○川谷委員 私の意見書は 27 ページからになっています。かなり各項目について私が読んだ感じも含めて意見書を出しておりますが、大きくまとめて申し上げますと、基本方針が武庫川ということを対象にしているんだということをいろいろなところで意識して、流域の概要とか河川の概要を書くにあたって、そのことを前提にして書いていただきたかったということです。

1 つの例ですが、気候・気象というのが書いてありますが、そこには武庫川の気温、あるいは雨量が全国平均とこれだけ違いますという記述だけになっています。これはだから何なのと言ってしまいそうなことで、少なくとも武庫川峡谷を挟んで上流域はこういう雨量であるとか、気温であるとか、そういう流域の特徴を踏まえた上で、次の計画を立てていくんだという意味で、概要には、その他のところも含めて、柱を武庫川ということにす

べきではないかというのがまず 1 つ私の考え方です。

次に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針ですが、文章の構成からすると、県としては、ひょうご・人と自然の川づくりというところに取り上げられている、兵庫県の河川についてはこういう姿勢でいくということを前提にして、個別に武庫川というのはじゃあこうとらえていこうというような将来像をここで述べるべきであると思っています。それにあわせて、概要のところ、武庫川という川、流域がどういう姿をしているか、それを踏まえて、武庫川の将来像なり長期戦略なりを次にきっちりと書き込んでいく必要があると思っています。

それから、河川について、本来、基本方針は、武庫川の本川を目標にして、しかも甲武橋を基準点として考え方としては整理をしてきたと考えています。その中に、内水とか高潮とかいう問題が同じレベルでとらえられているんじゃないかと受け取るような文章構成になっている。もちろん、内水のこと、高潮のことを考えないということはありません。わけですが、一方で、この基本方針に求められていることは何であるかということと、流域のその他災害に対する対策のあり方ということは、何らかの形で区分けをしてきっちりとする必要がありますのではないかと考えています。

あと、たびたび議論になっておりましたが、この基本方針の時間軸については、基本方針のうちで、将来像にかかわるところ、河川及び流域が将来どういう形であってほしい、あるいはあるべきだと考えることについては、時間軸を設定してもそんなふうによくいくかどうか分からないですから、ある意味では理想として掲げていくべき部分で、これには時間軸の設定は必要ないと思います。一方、基本高水の流量とかは、自然現象等の変化もあるでしょうから、それは将来的な見直しの対象になり得るものだと私は考えていますので、その部分について何らかの形で明確にできれば、いろいろなご意見にこたえられるのではないかと考えています。

基本方針として書くべき紙の枚数がこれなのか、もっと分厚くしていいのか、それはよくわかりませんが、基本的に限られたスペースですから、整備計画その他を考えるにしても、ここに戻って、キーワードはここにあるよというような形で、限られたスペースにどれだけ基本的な考え方を盛り込むかということについては再検討していただきたいと思っています。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、岡田委員、お願いします。

○岡田委員 私の意見書は、30 ページから 32 ページまで長々と書いておりますが、申し上げたいことは 2 点だけです。1 つは、河川整備基本方針の長期的な視点という長期についての考え方をお聞きしたいこと、もう 1 つは、基本方針の現在の状況の説明について、これが果たして真実かどうかということでございます。

この前の流域委員会で、武庫川水系河川整備基本方針というのが資料 3 - 4 で配付されて、これについていろいろ説明を受けましたが、要するに、河川法に定められている河川整備基本方針というのは、資料 3 - 4 の 11 ページ、図面も入れて 12 ページですが、その中に全部含まれるということで、それ以外の参考資料とかは全く整備基本方針には入らないということです。そうしますと、武庫川の整備基本方針とはどんなものかということ、これだけが多くの人に知られるということです。これと同じようなことで皆さんが理解してもよいのかということでございます。

この前の流域委員会のときに、私は河川管理者に対して、長期的ということとかということをお尋ねしましたら、調整課長の松本さんが返事なさいまして、長期的というのは決して時間を定めたものではないということをおっしゃいました。さらに私が、整備計画では 20 年から 30 年で、武庫川では 30 年ということになっているので、その大体 2 サイクルか 3 サイクルで 90 年とか 100 年とかということが河川整備基本方針の考え方ではないのかということをお尋ねしましたら、それに対しても否定されたことは事実であります。河川整備基本方針に書いてある長期ということをお、実際に河川管理者の方はどう考えられるのか。1,000 年と考えられるのか。まさかそうではないでしょう。20 年、30 年と考えられるのか。それは整備計画で決まっていると。そういうことをはっきりと自分の頭の中で考えておられなくて、どうして河川整備基本方針というものの方針が書けるのか、これは非常に問題であると思っております。

本日お配りいただきました 63 項とか 172 項とかに私の考え方をもち出して書いていただいておりますけれども、私の言うのはそういうことでありまして、時間軸を決してないがしろにするべきではない。河川とかうものは、短いタイムスパンの中で完結できるものではないということはおよくわかっておりますが、それにしても、現在地球環境でありますとか、日本では人口減少でありますとか、異常事態が今後起こる可能性が非常に大きいわけがあります。それに対して、河川管理者のお考えはいかにもルーズであるというふうには私は考えております。それがまず 1 点です。

それから、河川整備基本方針の内容に真実のことを書いてほしいということでございます。

す。何点か挙げておりますが、資料 2-1 のところで見ますと、2 番目に、宝塚歌劇は全国的に有名なことに言及しているが、甲子園球場については全く記述がないと。私は、何も甲子園球場のことを言っているわけではないんです。本文をごらんになりましたらわかるように、大正 14 年に甲子園球場ができましたが、そのときにどういうことが起こったかといいますと、武庫川の分流、デルタ地帯を形成しておりました枝川と申川というのを廃川、つまり廃止して、埋め立てて、そこに甲子園球場ができたわけでございます。大正時代の治水工事とか治水方針について、河川整備基本方針にはいろいろ書かれておりますが、そういうことについては書かれておらない。なぜ書かれておらないのか。大正時代にはそれは重要な工事であったはずであります。これは私の想像ですけれども、河道一辺倒という対策は、このころデ・レーケなどの外国人の技術者によって指導された結果、ゼロメートル地帯で氾濫を起こすようなものを埋めればよいという簡単な考えであったのではなかろうかと思えます。しかし、今それを言っても、もとへ戻せともどうともできないんですけれども、要するに、河川管理者から見れば、過去の過ち—であったかどうかかわからないけれども、都合の悪いことは書きたくないというような気持ちが感じられる。

もう 1 つ、整備基本方針の 4 ページで、平成 16 年 10 月の台風 23 号では、その洪水調節効果等により、三田市域では大きな被害は発生しなかったと書いてあります。それは事実であることには間違いありませんが、その同じ台風で、下流の木之元では大災害が起こったわけでありまして。そして、結果として 80 軒以上の家屋が全部立ち退きになったんです。そういうことについてはどこにも書いていない。これはまさしく河川管理者は自分の都合の悪いことは書こうとしないという典型的な考え方ではないかと思えます。

ほかに、ゴルフ場についても、武庫川の流域、三田市から宝塚市、その他については、ゴルフ場が非常に多くて、今までもたびたび問題となりましたし、流出解析についても、ゴルフ場の R sa は幾らであるとかいうようなことが問題になりましたけれども、ゴルフ場のことについては一つも書いていない。これを見ますと、武庫川の流域には何も問題がないように感じるわけでありまして。そういうような書き方が果たして正しい書き方なのかどうか。うそは書いていないけれども、都合の悪いことは書いていないということでは、私は非常に困ると思えます。

もっと言いますと、武庫川の甲武橋から下流の方の高水敷は、なるほどたくさんの方がレクリエーションをしたり散歩をしたりして楽しんでおりますが、同時にホームレスのブルーテントがたくさんある。これはまさしく高水敷にあるわけです。高水敷の管理者はだ

れかという、河川管理者であることは間違いない。そんなことまでわざわざここに書いてほしいとは私は言いませんけれども、現実の姿がそうであるということは、本日お見えの傍聴者の方も、また流域住民の方々もみんなよくご存じのはずなんです。現実には即さないような基本方針の書き方で、これが全国に配布されたときに、武庫川は何も問題ないじゃないかということになっては非常に困るわけであります。私たちが出しました提言書の中にも、私が先ほど申し上げましたようなことの一部はちゃんと書いてありますから、現実の表現ということについては、もう一度考え直していただきたいと思えます。

あと、アユの問題でありますとか、細かい環境の問題とか書いてありますけれども、そういうことはまた環境のときに話をすることにします。

治水問題についても、今まで多くの方が基本高水の量は再検討すべきであるということをおっしゃったけれども、私は書いておりませんが、それについても全く同感であります。

以上でございます。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、畑委員、お願いします。

○畑委員 整備基本方針を拝見しまして、基本になるところの記述はあるんですけども、今後河川整備を実施するにあたって一番重要と考えられます2の基本高水のところは、これだけを見ましても理解できないということです。そういう話を中心に、33 ページと 34 ページに書かせていただいております。参考資料として、高水に関しては治水編というのがあるわけですが、これをあわせ見ましても、詳しいところがわからない。各市の市会における議論とか、あるいは委員会の提案書の住民への説明会でも、治水安全度 1 / 100 とか 1 / 20 とかいう話がいろいろ誤解された形で出てきております。一般にわかるように記述をして議論をスタートするためには、国のレベルでもそうですけれども、非常に関心の高い河川を担当される河川局におかれましては、普通の知識で読めばわかる程度の説明は要るのではないかと考える次第です。

計画規模を雨量確率をベースにして計算されているわけですが、治水安全度 1 / 100 というような計画に関しましては、洪水流量と 1 対 1 の対応関係にないので、そういう点を考慮することになって、現在国土交通省あるいは各河川で実測流量をもとにしたデータも示しながら検討されておまして、このことは非常に結構なことだと思っています。今回も、実測流量に欠けるということから、治水編では、計算流量をもとにした説明の図が挙げられております。ただ、先ほどもご指摘がありましたように、最大値をとっている

ということで、統計的に許容できる範囲の一番大きな値がとられているわけです。そもそもこの計算に関しましては、通常他河川では実測流量をもとにしておりますので、開発が進まない前のデータ等がたくさん含まれているのに対して、これはすべて計画の土地利用をベースにした計算値ですから、より高い流量が出ている。そういう範囲でも最大値をとっております。

問題は、1 / 100 流量というのがひとり歩きしますと、住民の方はこれで安全が保たれているように思う。整備計画レベルで 1 / 30 という確保流量に関しましても、これがベースになって計算されているわけです。現在、1 / 17 というレベルか、そういう確率的な流量ですから、何十年かけてこれが確保されたとしても、いつ一気に大きな降雨量が発生して、これを凌駕してしまうことが生じるかわからない。ですから、長い期間をかけてこういうベースをレベルアップをすることと同時に、いつ起こるかわからないそういう洪水に対してどのように対応するかということを考えてもらわなければいけない。ここの委員会でも何度も指摘されているように、現在の河川の流下能力が非常に大きな問題であって、超過洪水的な大きな洪水があった場合にも大きな災害にならないような堤防強化策を検討するとか、そういう話に行政としては対応していかないといけないのに、安全度レベルを 1 / 17 から 1 / 30 にしてほしいとか、そういうところにとどまっている。説明が十分なされていないがゆえにそういう議論になっていくということは、非常に悲しいことであるのではないかと考えている次第です。

もう 1 つ、水田のことが挙げられておりますけれども、水田が 3 つの条件に対応しないということで、今回削除されたわけなんですけれども、そういうことであれば、最初からそういうことを言っていたらと思います。長時間をかけて、この渓谷を守るためにダムなしでやっていけないかということをいろいろ考えた委員会のこの議論は、非常にもったいない議論になったということも考えられるわけです。我々提案しておりましたのは、水田の堰板等の自動制御といったことを考えて、農家に負担のない貯留機能の確保を考えておりました。ダム操作におきましても、操作が確実に 100% できるかどうかは、洪水のときの実際の現象ですから、100% 確実とは言えないわけです。それと同様に、水田の場合でも、今回 85% の農家の方、土地改良区の方が協力可能だというようなアンケートの結果があるということで、何%かでもそういう協力がいただけるならば、確率的に何%かの容量は確保できるという考え方もできるであろうと考えております。

それと、水田を基本のところには組み入れないけれども、超過洪水対策として考えるん

だというお話がありましたけれども、これにつきましても、水田を氾濫原と考えての超過洪水対策を考えておられるのであれば、これは非常に問題でありますので、その点については今回ご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、草薙委員、お願いします。

○草薙委員 私の提言と申し上げますのは、当委員会が武庫川治水という観点から、既存ダムの治水活用ということで知事に緊急提言を出してございまして、県の方から出ました計画案を見ますと、内容の中で、整備計画策定時に検討するというような1行でこの問題が提示されております。私はちょっと残念なことでございます。この法令を見ますと、確かに個別事項について提示することは必要ないということがあるようですけれども、この問題については将来的に避けて通れない課題のひとつで、整備基本方針に入れていただくよう、十分審議をしていただきたいと思っております。

といたしますのは、流域委員会の検討課題の中でいろいろ審議されましたが、事前放流ということで、現在の利水ダムを活用して空振りした場合に、水量不足云々というような意見が出ておりました。そういうようなことは当然考えられることなので、それを解決するためには、私、この本文の中に簡単に書いておりますけれども、県水、阪水を含めた流域既存ダムでの利水システムの構築が課題のひとつで、整備基本方針に示唆すべきと考えます。このことは前回の流域委員会（第 40 回、47 回）でも意見を述べております。既存ダムの治水利用につきましても、将来展望として、ここへ明記にしてほしい。項目的にはかなり重大な要因を持っているものだと思いますので、ぜひそういうことをお願いしたい。

それから、今回の原案の中へ提示されておられませんけれども、原案を提示されるにあたっては、既存ダムの利水活用ということで、2つの委員会が県の関係部署で進められております。1つは、武庫川の総合治水に係わる各種会議、もう1つは、既存ダム活用協議会です。実際にこの2つの会議で、今私が提起しております治水利用としてのダムの問題がどういう形で位置づけられたかを具体的に教えていただきたいというのが私の意見でございます。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。では、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 私、2回にわたって意見書を出してございまして、最低限重要な項目だけと思っていたんですけれども、それにしてもたくさんになってしまいましたので、そのなか

らさらにかいつまんで、さっといきたいと思います。

前半部分といいますのは、前回に一覧表として河川管理者さんの方がまとめていただきましたけれども、性格上そこに入りにくいと思うようなことも挙げられていたので、ここでお話をしておきます。

前半部分は基本方針の本体に対しての意見書でございまして、基本方針という性格上、将来に向けた総合的な方向を指し示すものという性格をよく考えた上で、総合的な意見として4点挙げさせてもらっております。4点の意見が行ったり来たりしながらの説明になりますけれども、まず、重要な項目と優先順位を大事にさせていただきたいということです。これまでの流域委員会での経過、その後当然提言書というものが出されましたけれども、提言書だけではなくて、そこに至った審議の経過というものをもう少し思い起こしていただいた上で、提言書を見ていただいたものを意識していただきたいことが根源にあります。そういうことで、優先順位は何だったのかというふうなことをもう一度考えた方がいいのではないかとということが一番頭にありした。

これまでの基本方針というのは、一般的に国土交通省の意図するものは、将来の方向ということで、十把一からげ的な洪水調節施設という一くくりの言葉で対応してきて、それでいいということなんですけれども、それではどこにもある基本方針で、川の名前だけ書きかえたら使えるような形になってしまいます。武庫川は二級河川ということで、あえてもう少し武庫川らしさを配慮していけるような基本方針の原案にさせていただきたい。薄い原案であっても、どこかでそういうものを配慮していただきたい。

優先する対策ほど整備の精度を上げて達成率を上げるということを意味しますので、将来的に事業予算にかかる費用のウェイトにも大きなものを示す方向に行くのではないかと危惧される部分がございます。住民の税金を使うということですので、この委員会の中で何を骨格として考えてきたのか、武庫川らしい川づくりとは何だったのかということを考えていただきたい。

39 ページの下の部分に、前回河川管理者さんから示されました資料、緊急に措置すべき事業の実施についてという表が示されておりますけれども、最も優先すべき意気込みがある対策というのは、どう見ても後で出てきます武庫川峡谷環境調査で、その費用は総合計の72.2%となっております。武庫川流域委員会として緊急提言書まで出した千苺ダム等既存ダムのことにつきましては、これで見ますと、武庫川峡谷環境調査の4分の1でしかない。基本方針というのは一体何なのか、もう一度考えますと、将来の方向を指し示すもの



です。ところが、概要編の原案を見ますと、非常に古いデータがたくさん載せられています。後半部分に出ているんですけども、特に異常気象というものの異常化が始まる前のものがほとんどであって、23号台風の前でもあると。そういうふうなものばかりが将来の方向性を示すデータとして引用されています。そういうところにまず事業費をかけて調査していただきたかったという思いがございます。例えば、航空写真にしましても、最近グーグルみたいなものを見ましたら、リアルタイムに衛星から見れるものもあると。そういう中で、古い古いものが使われている。人口にしても、古いものを引用して掲載されているということで、そのあたりにもう少しかけていただきたい。

次に、考え方ではどういう骨格があるのか、武庫川らしさというのをもう一度考えてみますと、38ページの下の方に出ていますけれども、河道で安全に流すことを第一に考える。これは、中川委員も再三おっしゃっていましたが、堤防強化、河床の掘削と。それから、今あるものを最大限に活用する。これは、千苅を含む既存ダム、緊急提言でも行いました社会資本の再整備で、武庫川独自のものとして全国的な起爆剤ということも含めて、武庫川の目玉として考えていきたいと書いていたことです。それから、流域の特徴を把握する。全国一のため池を持つ兵庫県ということで、ため池が多いというふうな表現だけになっていたんですけども、ため池の多いような地域はどこにでもありますので、やはり武庫川らしさがクローズアップされるような流域の特徴を把握してもらいたい。あわせて、上流の田園地域、篠山あたりの常襲湛水農地、先ほど水田のことが畑委員からも出ましたが、これは超過洪水ということですが、そのあたりへの配慮も必要ということを感じました。次に、流域対策を最大限に活かすということで、各戸貯留から施設貯留の徹底を目指すということで、事業化するとすれば非常に大きなものになるようなものもちゃんと含めておく。大規模開発等の期待とかといったものも含めておいていただきたいということです。これは資料編になろうかと思えますけれども、どこかに配慮が必要である。最後に、武庫川の特徴である環境・歴史を保全するというので、新規ダムの優先順位は最下位として可能な限り代替策をとるということは、再三出されてきたことだと思います。このあたりのことは、初めに申しましたように、洪水調節施設という一くくりの言葉の中には全くあらわれてこないということで、この部分は配慮をしていただきたい。そういうところが総合的な考え方です。

それと、基本方針の原案と対比表の関係なんですけれども、悪い言い方をしたらこじつけみたいな感じ、いい言い方をしたら包括なんですけど、対比表を参考資料としてつけてい

ただくというふうなことも考えていただかないと、これだけ全部を包括しているんですよという証明にはならないのではないかということを感じました

次は後に出てきます峡谷の環境調査の部分ですので、一覧表には私の名前は出ていませんでしたけれども、これは後で述べさせてもらいます。

大体こういうところが基本方針の本体の話です。

後半部分の 52 ページからのところにいきまして、概要編と治水編、利水編、環境編とございます。概要編の方は、川谷委員からの意見と似た感じなんですけど、私の部分は具体的なことを書いております。もっと川に視点を注ぐべきであるというふうなことが、四角の 1 つ目、3 つ目、一番最後、あちこちに出ております。1 つだけ紹介しますと、3 つ目の気候・気象では、流域の特徴としてのことをもっと載せていただきたい。例えば、篠山盆地は内陸部独特の関東平野の奥地、群馬の気候と酷似しておりますので、雷を伴ったスコールのようなものが発生する。名塩のあたりは、川の勉強会のおきも気象庁からお話をお聞きしましたけれども、豪雨が降りやすい。この 2 つの地域は、武庫川の特徴でもあります。後方集中型のシャープな非常に危険な雨が降る可能性がある地域であって、過去にも 58 年とか何度か被害がございました。同じ気候や気象を載せるにしても、そういう視点で載せていただきたい。

3 つ目の歴史・文化から先の部分は、熟読していただきましたらよくわかると思いますが、同じ書くのであれば、川を視点にして書いていただきたいということが書かれております。

ちょっと抜けていると思って気になったことだけを申し上げますと、53 ページの鉄道は、将来的に改修整備等が行われることもあろうかと思っておりますけれども、基本方針と直接かかわるような構造物になりますので、私鉄があるというだけではなしに、道路も含めて、もう少し詳細にわたって記載しておくべきであるということを感じました。

それから、砂防のことを何点か書いております。六甲の砂防史等を閲覧していただきたいんですが、有馬川のことについては全然触れられていなかったように思いました。六甲の砂防堰堤はほとんど完了しておりますが、23 号台風からもわかりますように、後からいろいろございました。砂防指定地等ということですが、武庫川は土砂との戦いみたいな部分がありますので、もう少しきちっとしておいていただきたい。

それから、水源ダムでは、堆砂にかかわることも既存ダムということでクローズアップされていたので、もう少し触れておくべきであるということです。

あと、床止工なんですけれども、武庫川の下流域の幾つかの大きなアール状の床止工は、工作物としては世界的にも評価されている部分がございます。これが全く触れられていなかったもので、触れてもらいたい。

最後、水防団のことは、武庫川は、河川管理者さんもお存じだと思いますけれども、消防団が水防団を兼ねていて、水防団はないということでしたので、これは誤記ではないでしょうか。逆に、基本方針としては、水防団というものを確立していくといった話を記載する必要があるのじゃないかというふうに感じました。

次に、治水ですけれども、五、六点、大きく言いますと 1 点ですが、初めに申しましたように、重点項目についてはやはり挙げておいていただきたい。「など」というふうな表現方法で片づけられるというのは、武庫川らしい部分がそこに盛り込まれていても全くわかりませんので、そのあたりについては考え直していただきたいということです。

河道計画のところ、堤防強化等にかかわる部分をここで少し触れなくていいのかということをお感じしました。

水防団のことは、先ほど申しましたようなことで、基本方針としては今後考えていくということです。整備計画では、防災ステーションとか細かい部分のことを前回お聞きしましたけれども、そういう部分も拠点として方針には挙げておくべきかなと感じております。

利水につきましては、初めのところでお話ししましたように、気象の異常化というものが加速した後の一番重要なデータというものをもう少し考えてもらいたい。特に利水なんかは、水質等も含めると、最近が特に重要になってきます。基本方針は今後の方針ですので、将来像を見るためにももう少し将来を意識したものであってもらいたいということです。

環境編ですが、先ほどどなたかもひょうご・人と自然の川づくりのことを述べられていましたけれども、これがマニュアルというふうな形で、これに準じて依存していった形で進めてしまうと、武庫川の環境としてどこの部分に特徴があるのかといった部分が薄れてしまうのではないかと危惧します。健康診断図がございまして、課題は健康診断図によって周知できたんですけれども、課題を解決して、今後どうしたらいいのか、環境の方針として抽出しておくところまで挙げておくのが方針ではないかというふうに感じました。

それから、森林ですが、保安林のことに付いて提言書には余り触れられていなかったんですけれども、加藤委員が中心になって保安林のことをいろいろ教えていただきましたときに、保安林は今後有望な手だてとして考えておくべきだというお話であったかと思いま

す。それがどこにも保安林という言葉が出てきません。

最後に、景観のことについて、各市で上位計画に基づいて、河川敷を含めて河川の景観が形成されていますけれども、市境界でそれぞれ異なった形で景観が創出されていきますので、一本化した河川として景観形成に努めるようなことを方針の中で打ち出しておくべきだと思います。京都等では、そういう部分についても触れておりますので、触れていただきたいということを書いております。

以上でございます。長くなりまして、済みません。

○松本委員長 ありがとうございます。次に、長峯委員、お願いします。

○長峯委員 久しぶりに発言させていただきます。昨年の4月から8月までは委員会に出席できず、最後の大変なところで皆さんの議論に貢献できずにご迷惑をおかけしました。改めて復帰しましたので、力には限界がありますけれども、また発言させていただきたいと思います。

私の意見書は15番と21番と2つ出ておりますが、ほとんど内容は変わっておりませんので、21番の56ページからのところで説明いたします。なぜ2つ出ているかといいますと、この間一度運営委員会があったわけで、その運営委員会に間に合わせるということで、まず皆さん方が意見書を出されて、その後、7月19日までの間に加筆修正がある人は改めてということだったので、若干加筆して提出したということ、ほとんど同じものが2回出てしまったということです。紙をちょっとむだにしてしまったことに、おわびいたします。

56ページの1番は、基本方針、いわゆる本文の部分と参考資料にあたる部分が、法的な意味づけ、あるいは効力・拘束力という点でどう違うのかということのを改めて県の方に確認しておきたいということです。一般的には、基本方針の本文は法的な効力をもつが、参考資料というものは意味を持たないということだと思います。ただ私から見ますと、重要なことはほとんど参考資料の方に書かれているということで、基本方針の方にしか法的な意味がないということになると困るなという気がして、その点を確認したいということです。

2番目も多少関係してきますけれども、本文、参考資料全体を一読させてもらって、さらにこの間の運営委員会や前回の流域委員会での県あるいは河川管理者側の発言を聞きながら印象として思ったことは、この基本方針はだれに向けて書かれたものなのかということです。県民に向けて書かれるべきものだろうと私自身は思っているわけですがけれども、

どうもそうではなくて、国や国土交通省向けに書かれているのではないか。まだそういう意識から抜け出していないんじゃないかという感じがしております。この際、国や国土交通省にお伺いを立てて基本方針を立てるというやり方をやめたらどうかということをお願いしたいと思います。国からいろいろ言われてもいいではないかと思うんです。知事もどこかで、委員会の提言をどこまでできるか、あるいは基本方針を立てることの担保ということが話題になったときに、流域委員会が担保なんだということをおっしゃられたと思うんですけれども、国に対してそう言ってもらったらいいと思います。流域委員会からこういう提言が出ているので、こういう基本方針を立てたんだと。

全体を見せていただいて、どこにでもあるような基本方針、あるいは参考資料の書き方ですよね。ほかの河川の基本方針をまねて書くんじゃないかと、武庫川ではこういう基本方針でやるんだというオリジナルなものをぜひつくっていただきたい。どうしてそういうつくり方をしたのかと言われてたら、流域委員会のことを出してもらったらいいと思います。

次に、3と4は関連しますので、あわせて説明しますが、行政文書に特有なことですが、主語がないので、だれが何をするのかということが明確ではない。県あるいは河川管理者が主語なんだろうなということはある程度想像はつくんですが、個人的な思いとしては、だれがやるのかという主体を明確にしてほしいということがあります。

もう1つは、述語に関係する方で、動詞として、展開する、図る、目標とする、行う、推進する、促進する、取り組んでいく、努める、実施する、進める、配慮する――これで多分すべてだったと思うんですが、こういう言葉が使われておりますけれども、それぞれの動詞の意味づけを一度してほしい。例えば、「展開する」というのはどういう意味なのか、「努める」という中にはどこまでやるのが込められているのか、「図る」と「行う」ではどちらが強いのか、その辺を一度説明していただかないと、この文章では一体県はどこまでやる気があるのかというのが読めない。「何々を努める」と書いたときに、一体どこまでやるつもりがあるのかなと。ポーズを示して、できなかつたで終わるのか、達成するまで努力するのかがわからない。それも一度確認させていただきたい。

5番目は、何人かの方が言われていることですが、基本方針には時間軸がないということです。これに関して私の質問としては、いろんな前提条件のもとで最適な政策とはこういうものじゃないかということで基本方針が出てきていると思うんですが、そうになると、前提条件が大きく変わったときには、当然最適な政策というものも変わってくるわけですから、その時点で見直しが必要になるだろう。県の回答には、前提条件が大きく変

わったときには当然見直しをしますと書かれてありました。ぜひそのことを基本方針の中に明記してほしいと思います。

6 番から 9 番までは大体同じことですので、まとめてお話ししますが、我々の委員会の最も大きな基本方針というのは、総合的な治水対策をするということです。そのことが基本方針の本文に明確に書かれていないということが、私としては非常に不満です。文章として「河川の総合的な保全と利用に関する」という総合的という言葉は一応出てきているわけですが、その意味がはっきり書かれていない。総合的な治水に取り組む、あるいは治水対策をする、あるいは流域で対策をするということを本文にきっちり書いていただきたい。これが武庫川の基本方針ではないかと思います。

10 番からは、時間があまりありませんので、省略します。次のページの 17 まで飛んでください。これも何人かの委員の方がおっしゃられましたが、対策の優先順位のことです。17 番と、そのページの下の 3 と 4 のあたりも同じことですので、まとめて話しますが、今回洪水調整施設の中身について相当議論をしてきて、その中で優先順位の議論をしたわけです。それがもう 1 つの大きな我々の基本方針です。時間軸と関係ない基本方針だと思うので、その優先順位についても明記してほしいということです。

次に、参考資料の治水編の 1 で、これは細かいことなのですが、私の専門の社会科学に近いことなので一言言いますと、土地利用とか人口、産業・経済、交通等に関する記述が飾り程度にあるんですが、これと色々な河川の対策とはどう関係しているのか。ほかの河川計画でもこういう項目が設けてあるから書いただけなのか。ということでしたら、別に削ってもらっても構わないと思います。

参考資料の治水編の 2 も、先ほどと同じことで、大きな前提が変わったら見直していくということですから、これを書きながらちょっと思ったのは、整備計画の方については、20 年から 30 年という一応時間軸があって、基本方針の方は時間軸がないという言い方をするのであれば、20 年、30 年よりも短期の間に大きな前提が変わるということも当然あるわけで、整備計画よりも短い間に基本方針の方が変わるということもあるのかなとったりしたわけです。これは私の理解ですが、いずれにしても、そういうことをできたら本文の方に明記してほしいということです。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。次に、中川委員、お願いします。

○中川委員 私の意見書も 2 回出させていただいております。最初に出させていだいた

意見書は、主に運営委員会で議論を進めるために出させていただいたもので、45、46 ページにわたっております。今から申し上げることは、その後で出させていただいた 49 ページからの意見書に基づいて申し上げたいと思います。

この意見書では 3 つ書かせていただいています。最初に挙げております前提条件の確認につきましては、後ほど県の方からの回答で一括してお答えいただければ結構ですので、省略いたします。

今までいろんな方のご意見がございまして、河川整備基本方針というものはそもそも何なのだというご意見は、かなり重複しているかと思えます。私自身は、方針というものは、川づくりの理念と方策の方向性が見えるものを書き示すもの、それが方針だというふうに理解しております。その上で、この意見書では、具体的な修文レベルで落とせるものとして 10 項目、もちろん自分自身の中でかなり精査をしておりますので、これ以外に意見がないということでは決してございません。かなり絞って挙げさせていただきましたが、この 10 項目が出てきたベースになる考え方を、51 ページの方に書かせていただきました。10 項目を一つ一つお話しするというよりは、この 10 項目のベースになっている、コアになっているポイントがございまして、それを少し補いながら意見を申し上げたいと思います。

10 項目並べさせていただいた中の 2 番目の項目は、私自身この委員会に参加している限りどうしても譲れないと思っている項目でございまして。それは何かと申しますと、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針のところで書き示すと定められている災害の発生の防止または軽減に関する事項に関しての文章です。基本的な考え方に関することですので、これはどうしても申し上げておきたいと思えます。私の具体的な修文の提案は、追加するべき 3 行です。具体的には、「河川対策には限界があるとの認識に立って」というのをぜひ入れていただきたいんです。河川整備には限界があるんだということをきっちり文章で明示していただきたいというのがまず 1 点でございまして。率直に書いていただきたい。その上で、それ以降に書かれている河川対策、流域対策、河川管理、ソフト対策の総合的な結果として、どのような規模の洪水においても人命、資産の壊滅的な被害を回避することを目標とする。つまり、この基本方針の目標は壊滅的な被害を回避することなんだということを書き文章で明記していただきたいということです。これは私自身の中でどうしても譲れない点でございまして。

残りの 9 項目もこのポイントがかなり関係してくる部分でございまして、この点をもう少し補足したいと思えます。総括的な意見の方にも少し書かせていただいているんです

が、そもそもこの方針、計画というのは何なんだろうということを考えたときに、先ほどの長峯委員のご意見にもありましたが、私自身は、行政が納税者に政策目標を示す計画なんだというふうに理解しております。だからこそ莫大な税金を河川整備に費やすことに納税者は了解していくことになるんだろうと思うんです。そういうふうに考えたときに、この計画が、今までの計画がそうであったように、行政が国家賠償裁判で負けないための根拠づくりになってしまわれては困るんです。今までずっとこの委員会の議論の中で、治水が大事、治水が大事というふうにおっしゃってこられました。ですので、今から治水のことだけに絞って、私申し上げます。

治水が大事というなら、示していただいた原案に、計画規模を超えるものも含めて治水への対応について性根を据えてその目標が書かれているか。その視点で見たときに、私自身は書かれていないというふうに読み取っています。これは文章をよく読んでいただいたらわかるんですが、具体的にご紹介しますと、原案では、計画規模の降雨で発生する洪水や高潮から人命、資産を守ることを目標とすると断言していらっしゃる。つまり、想定以上の降雨での災害についての目標を示しておられません。本当に治水のことを考える、大事にするとおっしゃるのであれば、浸水域を含めて、流域圏住民の被害を少しでも減らそうという計画でなければ、とても了承することはできません。

実はきょうの回答に、減災を目指すという表現でそれを盛り込んだというふうに書いていらっしゃるんですけれども、申しわけないですが、目標を示さずに、目指すなどとぬるいことを言われても困ります。目標がなく目指すというのは、目標がないんですから、目指すだけなんですよね。それでは困ります。

なぜ私がそこにそんなにこだわるのかということ、せっかくきょうは最下流の尼崎でやっていますので、もう少しお話しさせてください。私の手元に 2 冊の冊子がございます。1 冊は、2000 年の 9 月の東海豪雨で堤防が決壊して被災された方々の手記です。2000 年の東海豪雨は、ご存じのように 24 時間の降雨量 428mm という記録的な豪雨でございました。そして、堤防が決壊しました。その地点でお住まいになられていた方々、いろんな方々の思いを込められた手記です。これは複写することができません。5 行だけ読ませていただきます。

「この地で生まれ育った人間は、経験的に川は切れないという確信を持ち、世代を超えて受け継がれていた。そうした確信は、何の根拠もなしに川は切れないという安易な考えを伝えていた。継母が避難するのが面倒だ、嫌だという表現で避難することを拒否し、そ



れを黙って受け入れたのには、そうした過信があったということかもしれない。」

家を失って、財産を失って、なおかつこういうことを5年たってもまだこの方々に書かせなければいけない。洪水というのは、自動的に水害になるわけではないんです。洪水は自然現象ですけれども、水害は社会現象なんです。お読みいただけたらわかります。ほかのところでも、こういう手記はいっぱい出ています。被災した人間というのは、自分の人生でもって水害の責任を負っているんです。行政の責任というのは、この委員会でも何回も出てきました。行政の責任とおっしゃるんですけれども、数年でかわっていかれる担当者が組織として担っておられる責任とは何なんですか。

今まで切れたことがない堤防、武庫川の堤防は本川は切れたことはございませんよね。切れたことがないけれども、この原案に書かれている河川整備をどこまで進めても、例えばダムをつくっても、武庫川の堤防が切れる日はいつか来るんですよ。確率としてはあるんですよ。それはダムが完成した年かもしれないですよ。だとしたら、行政の責任というのは、たとえそれが私権の制限になるとか、いろんな制約がある中でも、どんなに厳しくても、洪水を水害にしないこと、洪水による壊滅的な被害を避ける計画を立てることではないのでしょうか。残念なんですけれども、この原案からは私はそれを酌み取ることができません。

もう1つだけ紹介いたします。この冊子は、23号台風で非常に大きな被害を受けた、当時も今も市長でいらっしゃる中貝市長からちょうだいしたものです。昨年日本河川協会の通常総会の特別講演でご講演された内容です。中貝市長は、講演の冒頭でこうおっしゃっています。「災害対策を考える際に重要な事項は、リアリズムと率直さなのではないか。そのことが命にかかわる問題についてはとりわけ重要な気がいたします」。そして、訴えたい3つの備えということで強調されております。1つは、物理的な備え、2つ目は、制度的な備え、3つ目が、意識、態度の備えです。項目としてはこの基本方針に辛うじて上がっているんですが、その3つをそろえて最終的にどの目標を目指していくのかということが書かれていなければ、減災していくことはできないと思います。そのことをきちっと反映させた方針に仕上げていっていただきたいと思います。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。続いて、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 私のは、47ページ、1枚物です。簡単に説明させていただきます。

私ども、こうして大変長期にわたって検討してきたことを提言書として提案したわけで

すけれども、私自身これまでの経緯から見て、バランスを欠いたと言うと大変失礼かも知れませんが、例えば、今までいろいろ検討してきた内容は治水を中心にされてきたわけですが、総合的にバランスのとれた計画を考えなければならないと思っております。基本方針ですから、将来にわたっての方針ということは、地球の環境問題、あるいは人口問題等々、すべて頭の隅っこに置きながら考えていきますと、ここに私書いておりますが、先ほど他の委員からもありましたけれども、東海豪雨では 350 年に 1 度の大雨が降ったということがある一方で、降雨量が日本全国非常に減ってきているということが今言われております。一方では、食料危機というようなことが世界各国、あらゆるところで見られているわけですから、それらも念頭に置きながらいろいろ対策を考えないと、治水だけ—そういう言い方をしますとこの委員会の委員としてふさわしくないと私は思いますけれども、総合的にバランスを欠くような計画になってはいけないんじゃないかというふうに思っております。

特に今回は、従来の河道、あるいは洪水調整施設に流域対策が加わっているんですけども、その中で、ここに疑問点として私書かせていただいておりますのは、きょうもありましたし、随分前から言われております担保ということについて、公的施設が所有していることのみを挙げていますが、これで担保ができたとは私言える話じゃないと思うんですね。そのことと後ろの意見書とは相反する面があるんですが、担保性ということで、県とか市が所有していることというような記述が別添の資料でありましたけれども、私自身どうも納得がいかない。ましてや、これから流域市民も含めて流域対策等々をやっていく中で、本当にいいのかなと思っております。

また、流域対策を進めないといかぬということで、学校施設の貯留なんかについては、私はどちらかというとな否定的な意見を持っているというか、そこには児童生徒がおりますし、災害時のヘリポートにするというようなことも、尼崎市あたりは随分前に提言されておりますし、そんなことがちゃんと配慮されているのかという懸念を持っております。

その下に意見として、流域対策における農地については、超過洪水対策として取り扱われており妥当であるというふうに書いておりますが、私はこれまでもこういう意見を言ってきたわけですが、河川の基本方針の中で、いわゆる基準点をした洪水で、本当に農地が洪水調整できるのかという、疑問に思っております。といいますのは、非常に多数の方々がおられますし、それらを含めてやるということは困るんです。ただ、超過洪水対策として今後やっていくことは重要じゃないかと思っております。ただし、先ほど畑委員もおつ

しゃっていたように、農地をただ単なる氾濫原としてとらえるということではなしに、超過洪水対策として具体的にそういう施設もしながらやっていくということは重要じゃないかと思っております。

②については、ちょっとダブるんですが、私自身よう見ていないんですが、ため池の管理台帳等々で、市の所有が本当にそんなにあるのかなというのはちょっと思うわけです。上の方で市の公的と言っておきながら、本当にそれだけあって、ちゃんとできるのかなというのは疑問に思っております。間違いがなければ結構ですけれども、その辺は十分精査していただきたいと思っております。

③のところは、条例の制定ということを言われてきて、条例で規制とかやることを決めていくわけですが、これについては具体的には提言の中にもなかったように思います。これから検討するというふうになっていたと思うんですが、条例となりますと、それぞれに制約を与えるわけですし、義務も発生してくるんじゃないかと思っております。それから、特定の人だけが損害をこうむることはないとは思いますが、当然罰則が出てきたりするわけです。私は、そういうことよりも、ちょっと違う趣旨で、憲章というもので、流域の市民が対策、あるいは河川に関するいろんなことについて参画するというようなことを考える方がいいんじゃないかと思っております。これまで提言では条例ということになっておりますが、私個人としてその方が実際運用しやすいんじゃないかなと思っております。

④については、この委員会も超長期にわたっておりますが、スケジュールがこの前事務局の方からも示されておりますので、それにのっとって粛々と、できる限り早く意見をまとめるようにしていく必要があるんじゃないかと思っております。

以上です。

○松本委員長 では、ご出席委員の最後の発言で、伊藤委員にお願いします。

○伊藤委員 なぜか最後になっておりますけれども、提出したのは早かったんです。県の方に私のメールが届かないんです。きのうもメールのサーバーの管理者に調査をお願いしたんですけれども、そんな結果で最後になってしまいました。

私は、ぱっと見たところ、何だこれはという感じで、個々の文言については書く気もなくなっていました。基本的なことだけ書いておりますけれども、全体については、先ほど長峯委員がおっしゃいましたように、これは国交省向けの書類であって、県民向けの書類ではないんじゃないか。私たちの提言した内容に対する基本的な考え方というのを、県民向けというか、そうして説明をしてくださった上で、この国交省向けのものをつくる

べきではないかと思っています。ただ将来にわたって検討するとかいうことになってしまうと、役所の言葉で言うと、これはやりませんということと一緒にないかと私は思っております。ですから、本当は提言書に対する答えをこうするべきだということを明確にした上で、この基本方針を出していただきたいと思っております。

もしどうしてもこっちの方を先に出しておいてやりたいとおっしゃるのであれば、アンダーラインをしていますけれども、武庫川流域の整備基本方針というものを明確に出していただきたい。これは河川管理者の担当の分しかできないと前回おっしゃいました。そうじゃなくて、我々の提言した内容というのは流域全体で受けとめるものだと思っております。県は、組織をつくらただけで終わってしまうんじゃなくて、その組織で検討した内容を急いで出して、その結果を公表した上で基本方針を出していただきたいというふうに思っております。

2番、治水計画については、細かいことになってしまいましたけれども、治水機能として将来何をすべきか、これは全体に欠けているんですけども、今何が確実にできるかじゃなくて、積極的に何をこれからすべきかということについて、県としての考えが盛り込まれておりません。我々の提言した内容について、これはだめ、あれもということじゃなくて、県として、こういうことがもっとあっていいじゃないかという前向きな追加が必要ではないかと思っています。

ため池についても、加藤委員もおっしゃったように、所有者というのは、個人の方が何人もいらっしゃいますけれども、実際はそうじゃなくて、看板は全部水利組合になっているんですね。ですから、実質名義人なんかを確認することも含めて、前向きに何ができるかということを考えてもらわないといけないと思うんです。例えば、ため池については、今、池の面積が5千平方メートル以上だけをとっていますけれども、もし足らぬかったら、4千平方メートル以上にしたらどうなるかということも考えてもいいじゃないかと思っています。委員会はこれだけしか言っていないから、これしかやらないというんじゃなくて、県として何をどうすべきかということをもっと突っ込んでほしいと思っております。

防災調整池についても同じで、このまま放置しておく、減っていくんですね。そんな管理の仕方がなぜされていたか。それをするためにはどうすればいいかということが、回答して出ないといけないんじゃないかと思っています。

河道対策については、引堤、橋梁のかけかえも超長期の計画では入れるべきだと思っております。私権にかかわる問題で、引堤ができないとおっしゃいますけれども、道路は、私

権をちゃんと制限して道路がどんどんできていくんです。川でなぜできないか。人命にかかわる問題ですから、そんなことも考えていただきたいと思います。阪神橋梁というのは、かけかえは時間の問題だと思っています。そのことも、西宮市、尼崎市と一緒に積極的に阪神に申し入れてやるべきではないかと思っています。補助スーパー堤防なんかも、お金がかかるんですけども、私権の制限には影響は少ないと思いますので、そんなことも考えていきたい。

流下能力の再検討は、委員会の提言の最後に出てきて、納得できないようにして、将来検討しますということになっていきますけれども、現状どうするかということもどんどん前向きにやるべきではないか。やる気があるのかないのかという問題にかかわってくるんじゃないかと思っています。

河川の概要については、ちょっとミスプリがありまして、第 29 回運営委員会資料です。これは 17 年 8 月の資料なんですけれども、ここで前もって検討しておこうということで検討していますが、それが全然直っていないので、私は、あほらしくなって修正するのもやめました。意見書を出した後も、直ったものを見せていただいております。ですから、私は修正されたもので意見を申し上げたいと思っています。

環境編も、皆さんおっしゃっていますけれども、こういうものがあるよ、川づくり、森づくりがあるよということはおっしゃっていても、それを武庫川でどうすべきかということについて述べないと人任せにすぎないと思っています。もっと前向きに、本当に流域の住民のことを考えて検討した結果を出して提示をいただきたいと思っています。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。これで 15 名の委員の方からの意見書の開陳を終わらせていただきます。あと、きょうご欠席の委員 3 人からも意見書が出ております。これは全文事務局から朗読してもらおう予定でしたが、時間が随分と押していますので、私の方からお手元の文章に従って簡単にご紹介します。全文朗読はやめます。

まず 1 番の 1 ページ目、田村委員の意見書であります。田村委員からは、基本方針の原案について、先ほど来各委員から出ているご意見と重なる部分が多いですが、原案としての考え方、基本方針の書き方、そこでの具体的な記述、あるいはその姿勢等々について出されております。とりわけ、まちづくりとかかわる景観づくり、風景づくり等についての修正や加筆意見が具体的に示されております。そのあたりはこの文章をお読みいただければと思います。後ほどの県からの回答はこれも含めてされると思いますので、中身の詳細

なご紹介は割愛させていただきます。

2つ目の意見は、6番、20ページ、池淵委員のご意見でございます。池淵委員からは、かなり具体的に河川管理、ソフト対策、緊急時の水利用、水循環等々について、文書修正の意見が出ております。そして、参考資料で書かれている説明ももっと本文の中に入れていってよいのではないかというような全般的な補強意見も出されております。

それから、14番、41ページ、42ページの浅見委員のご意見であります。全般的には自然環境にかかわるご専門の立場からのご意見が出ております。その原案への反映について、自然環境、あるいは動植物の生活環境の保全に関しての記述について、加筆修正意見が具体的に出されております。個別のページについて、それぞれの部分の加筆修正の意見が出ておりますので、ご参照ください。これも後ほど県からあわせて回答される予定になっております。

以上で、18名の委員の方々の県の原案に対する意見ないし質問の開陳を終わらせていただきます。

原案につきましては、委員以外にも意見書を本日までにいただいております。お手元の資料4で、内容について一々ご説明はしませんが、吹田市の千代延さん、いつも傍聴していただいている方からの原案に対してのご意見、とりわけ既存ダム活用協議会等々についての意見が出ております。もうお1人は、京都大学名誉教授の今本博健さん、淀川水系流域委員会の前委員長であります。今本さんからも総合的な基本方針のあり方についてのシビアなご意見や個々の具体的な記述についてご意見をいただいております。これらも含めて今後の審議の中で委員会としては参考にしながら審議を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、委員並びに住民の方々からの意見の開陳を終わらせていただきます。

大分時間が過ぎましたので、一たんここで休憩をしまして、休憩後にこれらの意見に対して県から一括して回答をしていただきますので、よろしく申し上げます。

(休憩)

○松本委員長 では、再開します。

各委員の文書による発言については終わりましたが、ご出席の方で、意見書をお出ししていない方で、口頭でご質問、ご意見等がある方がいらっしゃればお受けします。ございませんかー。

では、きょうの発言はこれで終わります。先ほど申し上げましたように、これらの意見

について、県の方から一括して回答をお願いします。

○松本 武庫川企画調整課長の松本でございます。

それでは、資料 2 - 3 に従って一括回答させていただきますけれども、回答に入ります前に、その回答を記載するにあたっての基本事項といいますか、ポイントにつきまして、4 点ほどでございますけれども、前もって説明させていただきます。

まず、ご意見の中でもございましたけれども、河川整備基本方針と河川整備計画の記述の違いでございます。これにつきましては、第 50 回流域委員会においても説明させていただきましたように、基本方針では、長期的な視点に立った河川整備の基本的な考え方を記述する。一方、整備計画では、今後 30 年程度の具体的な河川整備の内容を記述する。したがって、基本方針では、理念とか基本的な考え方を記述するといったことから、抽象的な表現が多くなる。一方で、整備計画につきましては、逆に具体の整備内容を明らかにするということになってまいります。そういった違いがあることをご理解願いたいと思います。

2 点目としまして、この基本方針の主語はだれかということでございますけれども、整備計画も含めて、これらは河川法上の法定図書でございますから、当然主語は河川管理者でございます。ただ、治水、利水、環境にかかわるさまざまな施策を展開していく上では、河川管理者だけでは対応し切れない事項が多々ございます。そういったことから、原案の中では、河川管理者を主語としまして、河川法が及ぶ範囲外の事項につきましては、例えば関係機関と連携しつつ取り組んでいくとか、そういった記述にしております。

それから、論点整理でございますけれども、今回 18 名の委員からご意見をいただいております。これらにつきましては、県のスタンスをこの後説明させていただくわけでございますが、説明の仕方として、個々のご意見に個別にお答えするのではなくて、さきの運営委員会において整理された論点に従って説明するのが取りまとめをする上でも好ましいのではないかと考えておりました、そのようにさせていただきます。

それと、優先順位でございますけれども、あくまでも記載の順序が優先順位を示すというものではございませんし、基本方針においてはその対応の優先順位を明確にするといったものでもございませんので、その点ご理解願います。

それで、資料 2 - 3 の真ん中の左寄りの欄に、論点に対する各委員からの主な意見を要約して記載しておりますけれども、要約が意見の趣旨と若干ニュアンスが違うといった点があるかもしれません。その点につきましては、後ほどご指摘いただければと考えており

ます。

最後にもう 1 点でございますけれども、加藤委員から意見書が出されております。当然、指定の期日までに意見書が届いていたわけでございますけれども、こちらの不手際で資料 2-2 及び資料 2-3 に記載されておられません。まことに申しわけございません。この点につきましては、次回の流域委員会に出す資料で、こういった形になるかわかりませんが、記載、反映させていきたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、担当の方から資料 2-3 に従って一括回答させていただきます。

○吉栖 武庫川企画調整課の吉栖でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、18 名の委員の方々から意見をいただきました。これらは資料 2-2 に集約しております。これらを運営委員会の論点に基づいて整理した資料 2-3 に基づいて説明を進めさせていただきます。

論点ですけれども、大きくは 5 つございます。これについては、資料 2-3 の一番左の枠にその論点がかかれておまして、論点に対する各委員からの主な意見を集約したものが真ん中の枠に書かれております。それに対する県の考え方として、現時点でお答えできる範囲内での記載となっておりますけれども、県のスタンスを記載しております。

では、上から順番に説明を進めさせていただきます。

まず、河川整備基本方針のあり方、大きな枠組みの話ですけれども、(1) 武庫川らしい方針では、武庫川の特徴を踏まえた河川、流域圏の将来像を示すべきであるというご意見につきまして、県の考え方を書いております。

上から 4 行につきましては、基本方針策定上の県の基本的なスタンスを 2 点書いております。まず 1 つ目に、基本方針の策定にあたっては、当該河川、流域圏の特徴、特性を十分踏まえ、兵庫県全体のバランスを考慮して基本高水、計画高水を設定している。2 つ目に、これが川づくりの理念でございますけれども、ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針を踏まえて策定している。この基本理念・基本方針につきましては、参考資料の環境編に詳しく書いております。

では、武庫川の特徴をどうとらえたのかというところですが、特に武庫川の特徴として着目した点を 2 点整理させていただきました。まず、地形的特性では、都市部の近郊に自然豊かな峡谷が存在するということが 1 つ目、下流部は天井川が形成されているということが 2 つ目でございます。続きまして、社会的特性では、下流部については人口 60 万人を抱える県下有数の重要河川である。よって、先ほどの天井川ということとあわせま



して、災害ポテンシャルが非常に高いということが特徴でございます。さらには、上流部の神戸市北区及び三田市域の約 5 %が近年新たに市街化されています。こういった上流部にも市街地を抱えているということが 2 つ目の特徴です。社会的特性の 3 つ目ですけれども、昭和 58 年洪水、平成 11 年洪水、そして平成 16 年 23 号洪水といったように、たび重なる洪水被害を受けておりました、洪水対策の緊急性が非常に高まっているということでございます。

以上の武庫川の特徴を踏まえて、武庫川の基本方針原案を作成しました。その作成にあたっての配慮事項と申しますか、特徴を最後に 4 つ挙げております。まず 1 つ目に、武庫川独自の環境保全の原則を設定しております。これは、流域内で種の絶滅を招かないということ、あと生物の生息空間の総量を維持するといった原則論を打ち出しております。2 つ目に、総合的な治水対策の考え方を導入し、とりわけ流域対策、減災対策についても本文の中で言及しております。3 つ目に、河道分担の限界を設定し、残りを流域対策及び洪水調節施設で分担するといった流量分担の原則論についても明確にしております。最後に、洪水調節施設の分担量については、新規施設以外に既存施設の活用についても着目した。こういった 4 つの武庫川の計画づくりにあたっての特徴が本文の中で記載されております。

続きまして、(2) 時間軸でございます。これは、前回の委員会でも論点になりましたけれども、各委員からの意見として 2 つに大別されました。1 つ目は、そもそも長期の計画目標ですから、将来像、長期構想といったものには時間軸が存在しない。ただし、基本高水流量などの数値的なものについては、社会的条件、自然的条件の変化で見直しの対象になり得ることを明記すべきであるという意見です。もう 1 つは、そうではなくて、100 年オーダーあるいは何らかの期間設定をちゃんと明記すべきではないかといったご意見でございます。

これにつきましては、右の方で一括して県の考えを説明しておりますけれども、まず基本方針は長期的な視点に立った河川整備の方向性を示すものであり、いついつまでに何をすると申すものではないかと申します。よって、目標年はないということでございます。また、河川整備基本方針の変更につきましては、前提となる諸条件、例えば流域の地形条件とか開発の状況、あるいは計画を超えるような大きな洪水が発生して計画規模を見直さなければならないといった状況が発生した場合について、あるいは科学的、技術的知見が新たに得られた場合については、河川管理者が変更を必要と判断した場合に行うと考えております。これにつきましては、全国的にも同じ考えに基づいて河川整備基本方針の策定が

進められております。よって、左の②のような期間の設定を行うべきということについては、そういった記述をする考えはございません。

ちなみに、河川整備計画につきましては、当面、努力義務としておおよそ 20～30 年間で  
行える具体的な整備の内容を定めるということで、これが河川砂防技術基準解説編または  
河川法の逐条解説にも載っております。

続きまして、(3) 政策目標ですけれども、納税者に示す政策目標とは何かといったご指  
摘、ご意見がございました。これにつきましては、武庫川の流域圏の人口がおおよそ 100 万  
人でございまして、特に下流部は人口、資産が集積し、できるだけ早期に洪水に対する安  
全性を高めていく必要がございます。そのため、効率的、効果的な治水対策を立案し、そ  
の具体化に向けて取り組んでいくということです。ただし、ハード対策には相当の時間を  
要するというので、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発  
生した場合においても、被害をできるだけ軽減する減災を目指すといったことを本文の中  
に記載しております。また、あわせて環境保全にも十分配慮して、まちづくりとも調整、  
連携を図って推進していくといった記述をさせていただいております。これが政策目標で  
ございます。

続きまして、2つ目の柱、武庫川の概要についてご説明します。武庫川らしさが十分表  
現されていないというご意見が非常に多かったと思います。

まず、①、②ですけれども、意味や意義の不明な記述が目立つ、あるいは武庫川を柱と  
した記述が不足しているということでございました。武庫川の概要につきましては、地形、  
地質、気象等、多様な項目について記載させていただいておりますけれども、十分反映で  
きていないという部分については、提言をいただいた上で、必要に応じて修正を加えてい  
きたいと考えております。

③、過去の経緯、現状、将来像に根差した記述が不足しているということですが、  
経緯、現状については治水事業の沿革、砂防事業の沿革等で記載して、将来像については  
2 節の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針で述べるといった構成になっておりま  
す。

④、流域及び河川の概要と河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の整合性が希薄  
であるということでございますけれども、これも流域及び河川の概要を踏まえた上で、将  
来のあるべき姿、基本方針を記述したつもりでございます。ご指摘のように、整合性が希  
薄であると言われる部分については、具体的に提言をいただいた上で、必要に応じて修正

を加えていきたいと考えております。

続きまして、2 ページ目に移らせていただきます。治水に関する柱についてご説明いたします。

まず、治水に関する柱の 1 つ目の論点、総合的な治水対策の考え方でございます。これについては、総合的な治水対策とは何か、具体的内容や意義を明記するというご意見をいただいております。本文での記述につきましては、今回特徴となっている流域対策のところで述べております。ただ、総合的な治水対策という全体的なフレーム、枠組みにつきましては、参考資料治水編に書かせていただいております。

次に、②、河川対策には限界があるという認識に立って、河川対策、流域対策、河川管理、ソフト対策といったあらゆる対策を積み重ねて、その総合的な結果として、どのような規模の洪水に対しても人命、資産の壊滅的な被害を回避するといった目標を明記するというご意見ですけれども、これにつきましては、基本方針本文の中で次のような記載をしております。計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減する減災を目指すため、ソフト対策等必要に応じた施策を実施すると書いております。あらゆる規模の洪水ということで、計画規模以下の洪水はどうかというご意見もございました。これについては、河川管理のところで、河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うということで対応できるかと思っております。

続きまして、(2)基本高水についての説明や表現方法についてということです。これは、提言書をいただいた段階では  $4,651\text{m}^3/\text{s}$  でございましたが、今回、流域対策施設等の現地調査を踏まえて  $4,682\text{m}^3/\text{s}$  に変更させていただいております。この詳しい原因等については、後ほど改めて別の資料でご説明いたします。

続きまして、(3)流域対策の中で、特に①、②は水田貯留についてのご意見でございます。水田貯留につきましても、委員さんのご意見は 2 つに分かれております。①は、計画に位置づけないということに対して、だったら超過洪水対策として水田貯留にも取り組んでいく旨を明記すべきではないか、あるいは水田は雨水貯留による一定の治水効果を有していることを積極的に書くべきではないかということでございました。②は、そうではなくて、水田貯留をちゃんと効果量も見込んで計画に位置づけるべきだというご意見でございます。

まず、①の超過洪水対策につきましては、水田の持つ多面的機能について保全、向上が

図られるように努めるといった記述をさせていただいております。水田については、提言にもあるように、治水機能はもとより、それ以外にも生態系の保全、水源涵養機能、水質保全といったいろんな機能がございまして、それらを治水機能に限定せずに、水田の持つ多面的機能といった表現をさせていただいております。今回計画を見送った根拠となる農家へのアンケート調査につきましても、資料が多いものですから、後ほど別の資料でご説明させていただきます。

②の水田貯留を計画に位置づけることというご意見につきましては、流域対策として計画に位置づけるための条件を県の方で2つ挙げさせてもらっています。まず1つ目は、洪水時に安定的かつ確実に治水効果が発揮されることとございます。もう1つは、治水機能が将来にわたって確実に確保されるということです。この2つが備わってこそ、計画に責任を持って位置づけることができると考えております。ただ、水田貯留につきましては、下に書いておりますとおり、個人の所有であり、恒久的に現在の状況が確保されるとは言えないということが1つ、もう1つは、年間を通じて2回乾田化を必要とする。これは、6月から7月上旬にかけての中干し期間と9月の収穫前の期間、この2つの期間においては田んぼに水をためることができない。よって、出水期を通して、洪水時に確実に治水効果が発揮できない、望めないということで、治水計画に位置づけることを今回は断念いたしました。ただし、計画に位置づけられないというだけで、超過洪水対策として何とか水田の保全に取り組んでいきたい。これについては、引き続き調査、検討を進めていくということでございます。

③、流域対策を行うことの意義、認識をもっと強調すべきであるということとございます。県としては、流域対策が武庫川の総合的な治水対策における参画と協働の象徴的な存在であるという認識のもとに、流域全体の防災力の向上に寄与できるものと認識しております。そこで、右のように書いておりますけれども、流域対策を行うことの意義、認識を強く表現するために、原案本文の中で流域対策の効果量  $80\text{m}^3 / \text{s}$  を明記いたしました。さらに、流域対策の必要性、今後の展開についても本文の中で記載しております。

④は、時間軸にも関係しますが、社会経済環境が変化し、新たな技術、新たな知見が得られた場合には、流域対策を優先させて、基本高水の流量分担も適宜見直すことを明記すべきではないかというご意見もございました。これにつきましては、基本方針の変更ということで、先ほど説明しましたが、前提とした諸条件が大きく変化した場合、あるいは科学的、技術的知見が得られた場合には、河川管理者が変更を必要と認めた場合におい

て基本高水等の数値を変更する。基本高水等の数値を変更するということは、すなわちそれとセットで、流域対策も含めて基本高水の流量分担も見直すということになっておりますので、ここではあえてそれを明記しておりません。ただし、基本方針に位置づけるための流域対策に求められる条件——公的組織が所有している、確実な操作が必要、管理責任が明確であるといった3つの条件については、社会経済環境が変わっても、変わらないと考えております。

⑤、公的所有の施設だから担保がとれるとは限らない、治水機能を将来にわたって担保するために何をすべきか検討すべきではないかというご意見です。もちろん、公的所有だけではなくて、操作の確実性、管理責任が明確になって、これらがセットとなって初めて担保がとれると我々も考えております。確実性を担保するために、実行担保性のある枠組み、仕組みのもとでの整備、運用、管理等の計画が必要と我々も考えております。これらの実現に向けて、今後関係部局とも調整を図っていくこととしております。

続きまして、(4) 既存ダム活用でございます。管理者との協議を踏まえた上で、既存ダムの治水活用を図る旨を記載すべきであるというご意見です。これは、基本方針では個別具体の施設は特定しないということが1つ、あと既存ダムの活用については、今後、整備計画の議論の中で、新規洪水調節施設と並んで同等の扱いでもって検討を進めていくと考えております。ですから、現時点で既存ダムの治水活用を図るということを基本方針の本文に記載することは考えておりません。

続きまして、(5) 洪水調節施設等の優先順位でございます。委員さんの意見の中には、新規ダムの代替施設である既存ダムや遊水地を優先検討する旨を本文の中に記載すべきであるというご意見がございました。基本方針では、基本高水のピーク流量の配分を明確にするということになっておりまして、洪水調節施設で  $910\text{m}^3/\text{s}$  を調節するということは本文に記載しておりますけれども、その内訳を明確にするというものではございません。個別具体の整備については、河川整備計画にゆだねたいと考えております。よって、優先順位についても、河川整備計画の中で議論されるものであって、実現可能性を検証した上で決まってくるので、現時点において基本方針に記述すべきではないと考えております。

続いて、(6) 重点対策でございます。これについては、武庫川の氾濫域は築堤区間であり、堤防が重要な防御施設であるとの認識に立って、堤防等の河川管理施設の強化整備、耐震対策を推進するというご意見です。堤防強化については、県としても重要課題と認識しておりまして、既に一部で工事は進めております。本文の河川対策の中でも、堤防強化

を進めるということは記述しております。さらに、耐震対策を推進するということも記述しております。

(7) 都市関連施策についてのご意見です。まず、大規模施設開発に対する地下貯留事業についても記載すべきであるというご意見がございました。本文につきましては、開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が保持されるように努めるといった書き方をしております。河川整備基本方針では、地下貯留といった貯留の形式など、具体的な施設の内容、構造まで記載するものではないと考えております。

続きまして、②、氾濫域における土地利用制限についても言及すべきではないかというご意見ですけれども、土地利用規制による減災対策につきましては、現行法の中で考えられる対策として、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定が考えられます。ただし、これについては、私権の制限を伴うとか、既存建築物に対する法律の遡及適用ができないといったことで対象がかなり限定的になってくるということ、また移転対象物件も非常に多く、コストも非常にかかるということで、課題が多いので、現時点においては基本方針の本文に記載することは考えておりません。ただ、今後、国の動向も見ながら、関係機関と十分に協議しながら検討はしていきたいと考えております。

続きまして、3 ページ目に移ります。(8) 総合治水条例等の整備についてという法的枠組みのことです。これについては、施設機能を確保するための運用規制などの法的整備を図る、また地域特性に応じた流域対策の推進を図るために必要な制度整備を図るというご意見をいただいております。総合治水を推進するためには、河川管理者だけの取り組みには限界がございまして、流域内の多様な主体との参画と協働が求められております。とりわけ流域対策につきましては、河川管理施設以外の施設を活用することですので、県民の理解と協力が不可欠である。よって、河川整備基本方針に位置づける流域対策については、確実な治水機能を担保させることが必須の条件でありますので、実行担保性のある枠組み、仕組みのもとでの整備、運用、管理等の計画が必要であると考えており、今後実現に向けて関係部局と調整しながら作成していきたいと考えております。

続きまして、4 つ目の柱、利水についての論点についてご説明します。利水は、大きく 3 つ、正常流量、緊急時の水利用、水循環がございまして。

まず、(1) 正常流量ですけれども、瀬切れが発生しないよう、流水の連続性を確保する旨についても言及すべきであるというご意見がございました。正常流量については、動植

物の生育、生息及び漁業、景観、流水の清潔の保持などの検討項目について、これは生瀬地点だけに着目しているわけではなくて、縦断的に整合が図れるように検討しております。よって、この中で流水の連続性の確保については配慮されていると考えております。具体的には、本川全体を 5 区間に分けまして、例えば魚の生育、生息については、その 5 区間の中の各区間でさらに 2 カ所から 4 カ所の評価地点を設けております。この地点というのは、水深の確保が非常に難しい地点、例えば魚の産卵場、生息場といった瀬の地点を選定して評価しております。そういった厳しい地点に着目して、さらに先ほどの 3 項目いずれも機能を確保できる流量を設定しております。さらに、維持流量、水利流量の双方を同時に満足できるような流量として正常流量を設定しておりますので、全川にわたっての整合を考えております。よって、今回設定した正常流量が確保され、かつ適正な取水が行われれば、瀬切れ等も発生しないと考えております。

続いて、②、水資源の合理的かつ有効な利用の促進は、新たな水需要が発生した場合に限らず、人口減少や合理的な水利用による水需要の減少が生じた場合についても行うべきであるというご意見です。これについては、右の方に書いておりますけれども、ご指摘のとおり、水需要が新たに発生した場合に加えて、合理的な水利用による水需要の減少が発生した場合についても記述することを検討したいと考えております。

続いて、(2) 緊急時の水利用です。渇水時の関係機関による水利用の協力体制の構築、上水供給ネットワークシステムの構築についても記載すべきであるというご意見でございます。兵庫県では、水に関する総合的な指針として、ひょうご水ビジョンを策定しております。この中では、既存ストックの活用、渇水事故に備える観点で、広域連携の推進を位置づけております。また、関係機関との連携についても取り組んでいくといった旨が記載されております。基本方針本文につきましては、情報提供、情報伝達体制の整備についてということで記載しておりますけれども、さらに上水供給ネットワークの構築については、具体的にご提言をいただいた上で、必要があれば修正を検討したいと考えております。

(3) 水循環についての①ですけれども、健全な水循環系の定義を明記すべきである、あるいは具体的な説明が必要であるというご意見です。健全な水循環については、参考資料の環境編にその定義を記載しております。また、ひょうご水ビジョンでは、水の美しい循環を目指して、基本目標や基本姿勢、実現への方向、指針を示して、具体的な施策について関係部局が取り組んでいくということになっております。河川管理者としても、その役割を着実に果たしていくもので、関連する施策の主なものを基本方針の中に記述したと

考えております。

あと、②、物質循環系の構築についても述べるべきではないかということですが、河川管理者が炭素循環、窒素循環についてどの程度かかわっていけるのかということを検討した上で、提言をいただければ、必要に応じて修正を検討したいと考えております。

最後に、環境についての論点をご説明いたします。

まず、(1) 自然環境については、ひょうごの川・自然環境調査や武庫川健康診断図の内容に即して、環境保全に取り組む旨を記載すべきではないかというご意見でございます。ひょうごの川・自然環境調査というのは、ひょうご・人と自然の川づくり推進方策というものに基づいて実施している調査でございます。本文の中では、ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針に基づいて、治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開するということを記載しております。また、参考資料の環境編には、ひょうごの川・自然環境調査の目的、特徴、調査内容、調査結果とその活用方法についても記載しております。さらに、この調査を分析して作成した武庫川健康診断図についても、参考資料の環境編に掲載しております。

続いて、②、戦略的環境アセスメントへの取り組みについての考えが記載されていないというご意見です。基本方針の段階では個別具体の施設名は特定していないために、戦略的環境アセスメントを基本方針の本文に記述する必要はないと考えております。なお、SEAについては、環境省が定めたガイドラインを踏まえて、県でも現在検討しております。県においてSEAにかかわる条件が制定され、新規ダムが検討の要件に係ってくるということになれば対応したいと考えております。

(2) 水質については、自然の浄化作用を最大限に活用する施策にも取り組む旨を記載すべきではないかということでございます。水質については、より良好な水質とすべく、流域下水道事業では高度処理に取り組んでいるところでございます。自然の浄化作用の活用については、ひょうご水ビジョンの中で、水辺の植物を保全、再生するなどにより自然浄化機能を高めるということが指針の一つとして位置づけられております。これについても、ご提言をいただいた上で、必要に応じて本文への加筆、修正を検討したいと考えております。

(3) まちづくりについては、武庫川らしい景観の保全と創出に努める旨を記載すべきであるということでございます。基本的に、武庫川らしい景観の保全ということについては、まちづくりと一体となった武庫川の景観づくりについて、まちづくりを担う流域7市、



あと県のまちづくり部と十分に連携をとりながら、武庫川らしい景観の保全、創出に取り組んでいく必要があると考えております。これについても、提言をいただいた上で、必要であれば修正を加えたいと考えております。

駆け足でしたけれども、以上が論点に対する現在答えられる範囲内での県のスタンスでございます。

続きまして、先ほど説明を飛ばしました基本高水、流域対策、水田貯留に関する農家へのアンケート調査について、植田主査の方からご説明させていただきます。

○植田 武庫川企画調整課の植田でございます。運営委員会からの要請によりまして、基本高水の考えについての再説明、それと流域対策の実現性を検討するにあたって、県が行いました水田貯留に関するアンケートの詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、基本高水というあたりでございますが、参考資料 1 によりましてご説明させていただきます。

基本高水のピーク流量の設定につきましては、提言を受けてから変更した事項が 2 つございます。

まず 1 点目は、基本高水のピーク流量という用語の定義が変わるということでございます。真ん中のイメージ図をごらんいただきますと、流域委員会の検討及び提言では、左側の図になりますけれども、降った雨に対して出てくる流量のすべてを指して、便宜上基本高水のピーク流量と言っておりました。これに対しまして、学校、公園などで実施する流域対策は河川管理者が整備主体とならないことから、この流域対策の部分、右の図で網かけを外しておりますが、基本高水の外に出すということになりました。すなわち、1 / 100 の雨が降ったときに、流域対策の施設でカットした後の流量を基本高水のピーク流量とすると、用語の定義を変えさせていただきます。

では、従来の基本高水ピーク流量をどういうふうに言うかと申しますと、右側に書いておりますが、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量と、こういった言葉遣いにさせていただきます。

2 点目は、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量の数字が変更になったということでございます。

従前は  $4,651\text{m}^3 / \text{s}$  ということで提言をいただいております。その後、現地調査を行いまして、結果的に  $4,682\text{m}^3 / \text{s}$  と約  $30\text{m}^3 / \text{s}$  ピーク流量が増加しております。この原因につきましては、特にモデルの常数を変えた、雨を変えたということではござい

せんで、現況施設として防災調整池、ため池をモデル化しておりますが、これらをモデル化するにあたって、従前は当時の施設台帳に基づいて設定しておりました。今回、流域対策を検討する中で、現況の調査を行った結果、台帳での数と現地での数が合わなかったということでございます。具体的には、調整池の設置数が 176 であったものが 142、34 カ所減っております。同じくため池についても、108 が 103 と減っております。施設が減ったことで流出抑制効果が減少いたしまして、流量が約  $30\text{m}^3 / \text{s}$  上がったということでございます。

施設の数が減った理由につきましては、裏面をごらんいただきたいんですが、ため池については、台帳で 108 カ所であったものが、現地調査によって 103 カ所になった。その理由をぽつで書いております。流域外であったもの、ため池の統合などにより廃止されたものを対象外としております。また、防災調整池と兼用しているため池もありましたので、防災調整池とダブルカウントしているような状況がございました。これについて防災調整池でカウントしておくという状況で、103 となったということでございます。

防災調整池は、台帳では 176 カ所ありましたが、現地調査によって 142 カ所になった。その理由を下にぽつで書いております。一番多かったのが、開発申請によって防災調整池が施設台帳に登録されましたが、その後開発が頓挫してしまったということで、実際の調整池ができなかった、実態に合っていなかったものが非常に多かったということでございます。それ以外には、例えば山の尾根にわたってゴルフ場があった場合、その流域外、流域内それぞれに調整池があるものを 2 つとも流域内の方にカウントしてしまっていたものもございました。

以上が、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量の変更の理由でございます。

この結果、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量  $4,682\text{m}^3 / \text{s}$  を、河川整備基本方針原案 10 ページでは、 $10\text{m}^3 / \text{s}$  単位で丸めまして  $4,690\text{m}^3 / \text{s}$  と記載しております。

次に、流域対策について、参考資料 2 によりご説明させていただきます。

流域対策は、学校、公園のような河川管理者が管理していない施設に雨水を一時的に貯留する機能を追加するというものでございます。したがって、こういった流域対策を進めていく上では、それぞれの施設の管理者のご理解とご協力をいただくことが大前提となっております。2 番のところに、河川整備基本方針に流域対策を位置づけるためには、

2 点の機能確保が必要だということを書いてございます。1 点目は、洪水時に安定的かつ確実に治水効果が発揮できること、2 点目は、治水機能が将来にわたって確実に確保される必要があるということでございます。これらの機能を確保するためには、その下の①から③の 3 つの担保をとる必要があるということでございます。

①は、対象施設は公的組織が所有していることとするということで、将来にわたって施設が他の用途に転用されたり、転売されないようにする必要があるということでございます。

②は、操作の確実性の面から、ゲートレスといったような形にしていく必要があるということでございます。流域対策の施設の流域面積、集水面積は非常に小さいことから、雨が降って流出が始まるまでの時間が非常に短いという特徴がございます。そういったことでゲート操作が難しいということでございます。

③は、管理責任の所在を明らかにしておく必要があるということでございます。その管理、運用の責任の所在を明確にするということで、例えば（仮称）総合治水対策連絡協議会を設立する、また流域整備計画を策定していく必要があると考えております。

①から③の条件を考慮しますと、4 番に書いておりますけれども、学校、公園、ため池、防災調整池につきましては、公的組織が所有しているものに限定するということになってまいります。それにより、対象箇所数が下の表のように減ってまいります。

また、水田での雨水の一時貯留につきましては、後ほどご説明させていただきますが、水田の貯留機能増進に関するアンケート調査を踏まえ、治水計画には位置づけないという判断をいたしております。アンケート調査結果では、水田貯留について、一定の条件さえ整えば協力したいという方が大多数でございました。その条件はさまざまなものが挙げられておりますが、そのうちの 1 つに、稲作の時期によっては取り組めない、協力できないということございました。

ここで、参考資料 3、横長 A 4 の資料をごらんいただきたいんですが、水稻スケジュールの一例をお示しさせていただいております。この資料では、三田市域での水稻栽培に際して、例えばコシヒカリ、どんとこいといった品種ごとに収穫までの作業、水管理をどのようなタイミングで行うかというものをまとめております。

特に、水管理というところをごらんいただきたいんですが、どのケースでも共通して落水を 2 回行うということがございます。1 回目の落水は、品種によって微妙に異なっておりますけれども、6 月下旬から 7 月中旬にかけての中干し期間に行われます。稲の根の伸

長を促すため、一たん水を下げて土を乾かして、根っこに酸素を送って成長を促すといった期間が 1 週間から 2 週間ございます。2 回目の落水は、9 月から 10 月にかけての収穫前に行われます。これは、稲刈りを機械で行えるように土を乾かすということで、1 週間から 2 週間程度水を抜くという時期でございます。これら中干し、稲刈り前の期間においては、水田に水をためることに協力いただけないということでございます。そういったことから、少なくとも出水期、6 月から 10 月を通して一定の治水効果を常に確保できないということから、計画に位置づけることは難しいと判断しております。

ただ、貯留可能な時期には一定の効果が期待できるということで、超過洪水対策として、今後も農家の協力を得ながら取り組んでいくこととしております。

参考資料 2 の方に戻っていただきまして、以上のことから、治水計画に位置づける流域対策の分担量は合計  $75\text{m}^3 / \text{s}$  としまして、基本方針原案の 10 ページには、丸めた数字の  $80\text{m}^3 / \text{s}$  を記載しております。これらにより、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量  $4,690\text{m}^3 / \text{s}$  を、流域対策により  $80\text{m}^3 / \text{s}$  の流出抑制を図り、基本高水のピーク流量は  $4,610\text{m}^3 / \text{s}$  とすると記載しております。

以上が基本高水のピーク流量と流域対策についてのご説明でございます。

引き続き、お手元の資料 2 - 4 により、水田の貯留機能増進に関するアンケート調査についてご説明させていただきます。

まず、資料の構成でございますが、表紙をめくっていただいて、1 ページ、2 ページには、このアンケート調査に用いた調査票をつけさせていただいております。3 ページ以降には、この調査結果をまとめております。

次に、この調査の目的ですが、水田での雨水の一時貯留に関して、流域対策を進めていく上では、農家の方々のご理解、ご協力をいただくことが前提となるということから、ご協力いただく上で必要な条件を明らかにするために調査を行っております。

調査対象は、3 ページの 1 にございますように、流域内の農振農用地、いわゆる圃場整備済みもしくは圃場整備予定の農地の農家の代表である農会長、土地改良区理事長としております。その下の 2、3 に書いておりますが、調査は 3 月 5 日から 12 日にかけて行いまして、アンケートの配付、回収は郵送により行っております。アンケートの回収率につきましては、全体 171 名の方にお配りしまして、約 7 割の 121 名から回答をいただいたという結果になっております。

次に、1 ページに戻っていただきまして、アンケート項目などについてご説明させてい

たきます。

1 段落目は、現状の水田の持っている機能を書いております。2 段落目から 3 段落目にかけて、この調査の目的をうたっております。2 段落目には、現状の水田の持っている洪水防止機能をもう少し高めることを検討している旨を書いております。3 段落目には、そのような検討を行う水田の対象条件について書いております。

これ以降、2 ページにかけて設問 1 から 7 まで設けまして、基本的には選択形式でお答えいただくようにしております。設問 1 では、水田貯留の取り組みにご協力いただけるかどうか、設問 2 は、水田貯留にご協力いただけない方の理由、設問 3 は、水田貯留に協力いただく上での必要な条件、設問 4 は、広い範囲で取り組むために必要な条件、設問 5 では、地区内の転作田のうち耕作されていない水田で雨水を一時的に貯留できるかどうか、またその条件や理由、設問 6 では、地区内で耕作されていない水田で雨水を一時的に貯留できるかどうか、またその条件や理由、設問 7 では、水田貯留に組み入れそうな割合、また管理転作田、遊休田の面積について、それぞれお尋ねしております。そして最後に、自由意見を書いていただくようにしております。

次に、3 ページに移っていただきまして、設問ごとの集計結果を簡単にご説明させていただきます。

なお、〇〇地区と個人が特定されるおそれのある回答につきましては、省略させていただいておりますので、ご了承ください。

設問 1 では、水田貯留には②の条件つきで協力するという方が全体で約 8 割を占めております。①の積極的に取り組みたいと合わせると 86%の方が協力したいということでした。

設問 2 では、水田貯留にご協力いただけない方の理由をお尋ねしております。理由としては、④の畦畔の高さが足りない、⑤の水田の乾きが悪くなり、稲刈りに支障が出るといったものが挙げられております。

設問 3 では、水田貯留に協力いただく上での必要な条件をお尋ねしております。一番多く挙げられたのが、⑤の畦畔が崩壊したときに個人負担なしで復旧してほしいということでした。次に多く挙げられたのが③で、稲作の時期によっては取り組みに協力できないということでした。この理由については先ほど申し上げたとおりでございます。このほか、①堰板を工夫してほしい、②畦畔を補強してほしいということが挙げられております。

6 ページには、水田貯留にご協力いただけない時期をお尋ねした結果を書かせていただいております。稲刈りの 20 日、30 日前から水田に水をためたくないと考えておられる方が多数であったということでございます。その下に、その他の理由をまとめておりますが、補償問題、用排水などの整備、簡単に維持管理できること、稲刈り後も貯水が困難だというご意見もございました。

次に、設問 4、水田貯留を広い範囲でご協力いただくための条件をお尋ねしております。回答としましては、②の設問 3 の条件を整備すること、①の農家の方によくご理解いただくことが多うございました。そのほか、⑤、⑥の何らかの規約、協定が必要と考えておられる方もいらっしゃいました。

設問 5 では、地区内の転作田のうち耕作されていない水田で雨水を一時的に貯留できるかどうかをお尋ねしております。市によってばらつきはありますが、活用できる、または活用できないと考えておられる方が半数であったということでございます。その下に、できると回答いただいた方が考えておられる実行する上での条件を書いております。転作田は圃場の条件が悪い、地権者の同意が必要、一部地域に限定される、面積が小さいというご意見をいただいたほか、先ほどの設問 3、4 の条件整備が必要だということも書いていただいております。

次に、できないと回答いただいた方の理由を 9 ページ中ほどから書いております。できると回答いただいた方の条件と一部重複することはございますが、水持ちが悪いなど条件が悪い水田を転作田にしている、管理転作田に手間をかけたくない、周囲の作付との関係がある、地区外の耕作者が多いというご意見でございました。

11 ページに移りまして、設問 6 では、遊休田で雨水貯留をできるかどうかということをお尋ねしております。一部傾向が異なるところもありますが、全体としては、できないという方が多数でございました。その下には、できると回答いただいた方が考えておられる実行する上での条件を書いております。先ほどの設問 5 の回答と似通っておりますが、ふだん手入れがなされていないので、水をためるにはかなりの整備や管理が必要であるとのご意見でございます。

12 ページには、できないと回答いただいた方の理由を書いております。これも設問 5 の回答と似通っておりますが、そもそも遊休田がない、水をためるにはかなりの整備や管理が必要であり、だれもやらないのではないかというご意見でございました。

14 ページに移りまして、設問 7 の①では、どれくらいの農家の方にご協力いただけそう

かをお尋ねしております。市によって傾向は多少異なっております。全体としては 1 割から 5 割と、非常にばらついた回答となっております。

設問 7 の②では、どれくらいの農地でご協力いただけそうか、お尋ねしております。細かくいきますと、15 ページの上半分では、地区の農地面積がどのくらいか、下半分では、そのうち何割でご協力いただけそうかを回答いただいております。農地面積としましては、10～20ha、20～30ha という回答が多数を占めております。そのうち何割でご協力いただけそうかということにつきましては、市によって傾向は異なりますけれども、全体としては 1 割から 3 割という面積でご協力いただけそうであるとのことでした。

設問 7 の③では、管理転作田の面積をお尋ねしております。管理転作田は全くないという回答も含めまして、100 a 未満であるとの回答が大多数でございます。

設問 7 の④では、遊休田の面積をお尋ねしております。遊休田は全くないという回答も含めまして、100 a 未満であるとの回答が大多数でございます。

17 ページから、自由意見として回答のあったものを書かせていただいております。設問 3、4 の条件整備が必要である、農家の方々のご理解を得るのが困難ではないかというご意見など、さまざまな回答を得ております。お時間の関係もございませぬので、このあたりでご説明を終わらせていただきますが、後ほどほかのご意見とあわせてごらんいただければと考えております。

以上で、水田貯留機能増進に関するアンケート調査についてのご説明を終わらせていただきます。

○松本委員長 今 1 時間弱にわたって県の方から一括回答という形でご説明をいただきました。既にお受け取りのように、先ほど各委員から出された質問、意見に対して、きょうの一括回答を見る限りは、ほとんどの意見が門前払いを食っている、そういうふうなところが圧倒的に多いということは歴然としているわけでありませぬ。本日は、その議論をこれ以上する余地はございませぬので、冒頭に本日の進め方についてお諮りしたように、これをどのように審議を進めていくかを運営委員会で協議をして、具体的な審議の進め方を確定をして、委員会での本日の回答と各委員から出された意見との整合性を図っていくことにしたいと思います。

ただ、その場合に幾つか問題点があります。例えば、きょうの回答の中で、提言をいただいた上で、必要に応じて検討しますというのが随分とあったわけですが、提言は既にしてはいるわけですが、ここで県のおっしゃりたいのは、原案に対する答申をいただいております。

ことではないかと推測しています。冒頭に運営委員会での結論を確認しましたように、県の考え方で出てきた、アウトプットされた原案と流域委員会の提言並びにその原案に対する意見との整合を図って行って可能な限り合意形成を行う。その上で、どうしても合意ができないことに関しては、委員会の答申としてまとめて県に翻意を促す。こういう形にせざるを得ないのではないかとすることは確認しているとおりでございます。これからの審議は可能な限り合意形成に努めるというところがポイントであって、どこまで合意形成が進められるかは、各委員から出された論点について一つ一つ詰めなければいけないわけです。しかしながら、今の県からの説明をお聞きした限りにおいては、これを一つ一つ詰めていくと、気の遠くなるような時間を要することになります。この辺をどうするかは前回の運営委員会でも協議されて、きょうの回答を待って改めて進め方を協議しようということにしております。

全体委員会の席上で、一つ一つの意見、論点を詰めていくということは物理的に不可能であろう。各委員から出された意見の中には、具体的な箇所の加筆なり修正の意見もたくさんあります。そのあたりを県が受け入れて修正、要するに意見を反映するのかどうか、現時点で協議ができるものも多々あります。ただ、その一つ一つを本委員会でやっていくのは大変な作業で、時間のロスも多いので、どうしていくかをさらに運営委員会で協議をしたいと思えます。

その際、前回の運営委員会でも議論になりましたが、運営委員会は議論の中身の議論はしない、どのように審議を進めるかを協議するのが運営委員会だということを確認しております。ただ、どのように進めるかということであっても、出されている意見と県の考え方を整理して、県として加筆、修正を加えていこうというところは速やかにその作業をしていただき、そこは合意をしていく。あるいは、もう少しが時間がかかるけれども、審議の過程で結論を出したいということならば、そのようにする。あるいは、もう少し突っ込んで議論をしても一致できない可能性があるけれども、なぜ一致できないかを議論しなければいけないという問題もある。そういうふうに整理をしていかなければ、審議の進め方を決めるわけにはいきません。

そういうことで、今回の作業としては、論点、課題を整理して、具体的に加筆、修正の可能性のあるもの、可能性のないもの、あるいは中間的なものというところを整理しながら、県との調整を図った上で、全体委員会で議論をすべきことを提示していく。そうしなければ、効率的な運営ができないというふうに考えております。方法としては、別途作業



をする作業部会をつくるべきではないかという提案もごさいますが、現時点では新しく作業部会をつくるということよりも、とりあえずはきょうの結果を踏まえて、そのような整理作業を運営委員会でやらせていただく。その結果をもって、次回 8 月 21 日の第 52 回流域委員会で、より重要な問題から議論をしていくということになるのではないかと思います。

次回の流域委員会までの間の運営委員会で、本日の論点についての整理作業をさせていただくということについてご了解をいただければ、運営委員会ではそのような作業をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

異議がないようなので、そのようにさせていただきます。

運営委員会を 26 日と来月の 9 日に設定しております、26 日に開く必要があるかないかを運営委員会のコアメンバーと協議するという話をしてはいますが、今の報告をお聞きして、前作業をしないと次のステップに進めない、とても 1 日では無理だろうというふうに私は直観をしました。したがって、26 日の運営委員会で前作業を行って、9 日の運営委員会で具体的にどのように次回の流域委員会で審議をするかという段取りを詰めるという二段階で運営委員会を開催したいと思います。コアメンバーの方で協議するというふうに言っていましたけれども、成り行き上提案をさせていただきますが、特に運営委員会の皆さん、何かご意見があれば――。

では、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

原案についての審議は、今集約したようにさせていただきます。

既に予定時間を 30 分ほど過ぎておりますが、2 つ目の議題、武庫川峡谷の環境調査についての意見が出ておりますので、あと少し延長させていただきます、行いたいと思います。本日は委員の側からの質問ないし意見を出してもらいまして、それに対する県の方からの意見ないし回答は、後日、次の機会にいただくというふうな取り扱いをさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか――。

では、そのようにさせていただきます。

お手元の資料 3 に、委員の皆さん方の意見書がとじてあります。別途これに関して出されているのが 5 名、基本方針の原案に含めて述べておられるのが 5 名、都合 10 名、欠席者がそのうち何人かいらっしゃいますが、順次できるだけ要約してご説明を願います。

まず、川谷委員からお願いします。

○川谷委員 この調査に関しましては、これまでの何回かの流域委員会、あるいは運営委員会の議論を踏まえて、県の方が調査項目を設定されて、調査方法も決定されたと理解しております。その上で、やられるについては、こういうことも考慮に入れてほしいという要望として理解していただけたらと思っております。

いろいろな調査をされますが、調査の結果をまとめるにあたっては、現在の環境、その他、完全になくなってしまう部分と、影響を受けるけれども、それに対する対策を施す部分、全く影響を受けないと考えられる部分にまず大きく分けていただいて、特に影響を受ける部分については、どの程度の影響があって、回復できる可能性がどの程度あって、その実現の可能性がどの程度かを明確にできるものはしていただきたいと思っております。

それから、先ほどこれまでの流域委員会等に出た項目を踏まえてということをお願いしましたが、その項目にどの程度にこたえようとしているのか、再度念押しの意味でもスタンスをきっちり決めていただきたいと思っております。

それから、これはちょっと程度が違う話になりますが、フォトモンタージュ云々がありましたけれども、前回見せていただいたフォトモンタージュに限って言えば、景観の中で遠景としてどんなふうに見えるかということがつくってありました。しかし、実際にはダム、それに付随する構造物ができると、小さい範囲の景観にも違いが出てくるわけですので、そんなものも含めたフォトモンタージュとして検討していただきたいと思っております。

それから、土砂の堆積にかかわっては、シミュレーションというのが一つの大きな部分を占めているようですが、私が理解する限りではシミュレーションはあくまでシミュレーションですので、シミュレーションを行うためのいろいろな条件があります。どの程度の条件が現実反映されているのかということは、結果の評価にあたって十分考慮していただきたいと思っております。特にあの部分に関して言えば、岩の出た河床ですから、上流から流入してくるであろう土砂の設定条件、また流れの状況についても、技術的には難しい点がたくさんあるんじゃないかと思っておりますので、シミュレーションの限界ということも踏まえて、結果の評価をしていただきたいと思っております。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、畑委員、お願いします。

○畑委員 この調査をやられる経緯は、私十分理解はしておりませんが、膨大な費用をかけて、既に実施されている調査であります。先ほども申しましたように、委員会と

しましては、何とかこの渓谷を守る形で実施できないかということで進めているわけで、こういう調査をもしダムを前提として検討される場合には、こういうダムでいいのか。重力ダムの形がいろいろ説明されておりましたけれども、モンタージュにしまして、そういうダム案をベースにして、峡谷の美しさを維持できるとはとても私は想像できないんです。

また、できるだけ峡谷の植生とかを維持することを考えるならば、湛水期間もできるだけ短くなるような、湛水の回数が減るような条件設定のもとで検討しなければいけないだろう。湛水に関する条件設定がもう一つわからないんですけれども、結局は 1 / 30 以上の洪水に対応できるようなことをもってこのダム案が出ております。ですから、本来でしたら、30 年に 1 度ぐらいつかれば、下流の安全というのは確保できるといいますか、河川の疎通能力としては、30 年に 1 度ぐらいの湛水を許すようなダム、タイプとしては、その渓谷美に合致し得るダムと言え、黒四ダムのような薄型アーチのタイプで、下に大きな穴があって、30 年に 1 度ぐらい、あるいは 10 年に 1 度ぐらいの湛水で済むようなタイプのダムしか、あの渓谷にはとても合わないだろうし、その環境を維持することもできないだろうと考えているわけです。

そういう根本的な技術開発を抜きにして、こういう調査にお金をかけられること自体、私はもったいないことになるのではないかと思います。そういう根本的な基本条件についての検討を明確にした上で調査を進められる方がいいのではないかと考えている次第です。

○松本委員長 ありがとうございます。浅見委員がご欠席なので、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 4 ページ目、1 つは、ダム建設工事による影響調査というのは結構大きいんじゃないかと思います。建設工事をどうするかということについては、今まで決まっていからできないということの一点張りでしたので、こういったものについての調査を入れていただきたいと思っています。

2 番目は、貴重種の植生に対する影響調査は、この間の河川審議会の調査の報告では触れておられなかった問題ですけれども、あそこの貴重な岩上植物群というのは、洪水が起こって攪乱が起こって初めて残り得るといえるのか、ほかの植物が生えないから残るといえるのが今の残っている植物なんですね。先日の台風 4 号の後の洪水では、私明くる日歩いたんですけれども、岩が全部水没していました。そういうことが 1 年に数回、あるいは数年に

何回か起こって初めて残り得るわけですから、そういう状態ができるのかなど。私技術的にわかりませんが、穴あきダムができたなら、水はじわっと上がってくるのであって、洪水が起こり得ないというふうに思っています。水が引いていくときでも、現実のダムのないときの洪水の流速とは全然違うだろうと思っています。常識的に考えるとそうかなど。そういった状況ができないということは、岩上植物に対する影響は物すごく大きいんだろうなと思っています。

私は、ダムがもし要るんだったら、本川に3カ所ぐらい、堤高の低いダムを、環境負荷の非常に少ないところにつくれるかなと思っています。名塩川にも1カ所できると思いますし、そんなところを考えることも必要かとは思っています。いずれも穴あきダムで、怒られるかもしれませんが、そういう場所が私の頭の中にはあります。そういったことも、もしどうしてもそういう対策ができないのであれば、考える必要があるんじゃないかと思っています。

○松本委員長 ありがとうございます。引き続き、中川委員、お願いします。

○中川委員 私の意見書を5ページ、6ページ、7ページに入れていただいております。読んでいただければわかるように書かせていただきましたので、逐一読み上げるということはいたしません。前回も少し質問をさせていただいたんですけども、この環境調査が河川整備計画の中でどのように位置づくるのかということはしっかり筋を通していただきたいんです。申しわけない言い方ですけども、ごまかすような形で位置づけないでいただきたいと思っています。

1番のところに書いておりますけれども、提言書で書いていることは、次期整備計画段階での検討事項というふうに位置づけておりますので、委員会の見解とさきにお答えいただいたこの調査の目的は合致しておりません。そのことはしっかりと認識をしていただきたいと思っています。

前回、調査の目的、あるいは行政法の中での位置づけについて質問させていただいたんですが、記録を読み直しても、計画の中身の説明とこの調査の目的とが合致するようには聞こえません。先取りの調査をしているというふうに理解せざるを得ないと思いますし、個人的には、何遍も申しておりますが、堤防強化をイの一、最優先でやっていただきたいというふうに思っております。堤防強化に費やせば、それなりの距離をできる金額をここにつぎ込むということは、政策選択として私自身は適切だと考えておりません。

2番は、調査そのものについて、少し前出し的に書いております。整備計画の原案が示

された時点での議論ということになってこようかと思っておりますので、深くは書いておりません。ごく簡単にしか書いておりません。基本的には、県の責任で県が実施される調査でありますので、疑問にこたえる調査をしていただけるんだらうという理解をしております。この調査をどのように位置づけるかは県の方のご判断になりますが、それによっては、当然調査のプロセスというものも対象になってくるということです。

3 番目の調査の論理については、前回ご説明いただいた部分ですけれども、幾つかきちっと議論をすべきポイントがあると思っておりますので、2 点そこに挙げております。さらに、河川整備として適切な選択かどうかという議論については、まさしくこの委員会で議論をするべき議題だと思っております。

3 番目、類似ダムに見る湛水試験の影響ということで、この写真は前回の委員会でも用意していたんですけれども、時間の関係でご紹介することができませんでした。きょう事務局にお願いしまして、傍聴の方を含めて、カラーの写真を配付していただいております。事務局に感謝いたします。

新規ダムと表現されて説明されてきているこのダムの構造と非常によく似たダムが、既に湛水試験を終えて運用に入っております。島根県の二級河川の益田川ダムです。新規ダムよりも規模的には小さいダムです。ダム軸の地形、湛水域の自然環境、あるいは河川の状態も、武庫川とかなり異なる点がございまして、事前事後の環境調査も島根県の方では実施されておらないということです。益田川ダムから厳密な環境影響について学び取ることは難しいと私自身考えております。ただ、国交省でも先駆的な事例として頻繁に取り上げられている全国初の本格的な河床穴あきダムということですので、新規ダムが参考にするとしたら、このダム以外にはなかろうかと思っております。そのようなことから、私費でことしの 5 月に視察に行っていました。5 月の末でございまして、初夏、新緑の季節です。

裏のページをめくってください。この写真は、ワイドで撮影したわけではございません。デジタルで合成処理していることを申し上げておきますが、5 月末の湛水試験が終わって既に 15 カ月たった状態がこれです。武田尾峡谷でもこういうことを覚悟しなければいけないのかどうか。いろんな意味で県は誤らないでいただきたいと思っております。

それなりにきっちりと書かせていただいたつもりですので、きっちりとお読みいただいて、しかるべきフィードバックをかけていただければと県の方に期待する次第です。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。では、奥西委員、お願いします。

○奥西委員 資料 2-1 の 15 ページですが、このうち、a、b、c については、先ほど中川委員が前半に言われたことと基本的に同じなのではしよりますけれども、要するに、調査によってダムを建設していいかどうかを決めることができる程度のものでなければ、二度手間になるだろうと。特に、環境審査会で過去においてこんなじゃだめですよと言ってストップをかけられたことがもう 1 回起こるようなことがあってはならないだろうと思います。

そういうことを考えると、調査の完全さというか、英語で言うとコンプリートであるかどうかということが問われます。私は環境評価の専門家ではありませんが、私が見たところ、それにはほど遠いのではないかという印象を持っております。

d のところでは、新規ダムをつくるに際してどんな工事をするのか、その物理的な影響はどうか明らかなにされる必要がありますが、ちょっと考えたらわかることでも、今示されている調査にはそういうことが考慮されていないところが多々あります。

前後するようですが、調査すべき事柄がかなり具体的に書いてありますけれども、それが必要なのか、それで十分なのかという説明が全くありません。

あとは、かなり細かいことになりますが、アウトプットとして影響を極力緩和する対策案を取りまとめるという表現になっております。極力緩和するが、できないものは仕方がないというのだったら、何だってフリーパスです。こういう影響評価は無意味な評価であろう。少なくともダムをつくっていいか悪いかという判断の材料にはなり得ないものであると思います。

あとは細かいことなので、省略したいと思います。

○松本委員長 ありがとうございます。では、法西委員、お願いします。

○法西委員 1 億 6,000 万円かけてするというたくさんの予算であるので、これから調べたいことはいっぱいあるんだろうと思いますけれども、私は、1 つは、S E A、つまり戦略的環境アセスメントが十分進んでいる段階での行動だと思います。さらにこれぐらいの費用をかけてするのだったら、ほかの委員、あるいは傍聴者でもいいし市民でもいいですけども、これにつけ加えるべき調査をしてほしいというようなこと、さらには自分も調査したいという項目があれば、それに加わるというふうなことをしてほしい。

それから、私は先ほど甲武橋地点で流量が  $2,900\text{m}^3 / \text{s}$  で、真下に立ったときに、あと 2 m のところで、流量が  $1,000\text{m}^3 / \text{s}$  ふえるだろう、あるいは  $1,500\text{m}^3 / \text{s}$  ふえる

だろうと言いましたけれども、ダムまでの環境が河川の掘削によって大変悪くなる。魚類が大変減少してしまっていて、今の計画の 60m あるトンネルというのは、魚類が通るにはめっちゃくちゃ過酷な環境だと思います。

私としては、1997 年の河川法の改正によって、環境アセスメントは、河川の環境を十分整えるという意味では、魚道をしっかりすると。魚道をしっかりしていると言われている青野ダムの 14 億円かけてつくられたというところは、魚が上っているということは、私は証明しています。というのは、あの魚道の周りに鳥がいっぱい並んでついでにいます。今回の魚道というのは全く見られない。あれは魚道と私は言いません。まず魚道をつくってくださいと 1 つは提案しておきます。

あと、がっかりしているのもういふ言ひがありませんので、申しません。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。次は、草薙委員、お願いします。

○草薙委員 資料 2 - 1 の 36 ページのところちょっと書いております。2 という項目、新規ダムに係わる武庫川峡谷環境調査でちょこちょここと挙げておりますが、要は言いたいことは、貴重種というのはレッドデータブックにランクされているものですから、これらは長期間調査する必要があるんじゃないかな。といいますのは、これらがここへすみついたり生息して長い時間がかかっているわけですから、それなりの調査が必要だと。簡単に移植したり、どこかで飼育して、二、三年で大丈夫だというようなことは判断する資料としては十分だとは思いません。調査期間はおのおのによって異なると思いますので、調査年の計画がよくわかりませんが、二、三年のあたりで結果を出されて、それをもとにして、こうですから大丈夫ですというようなことを言うことはちょっと早まった意見になるんじゃないかと思ひます。皆さんがその情報についてどれだけ信託するのかという問題が絡んでくると思ひます。

その中で特に私が危惧しますのは、私見というところの ②に書いておりますけれども、県の方が出しておられる武庫川峡谷の生物環境に係わる 2 つの原則という大きなテーマがあります。今文章を述べませんけれども、これはかなり細かな広い範囲での条件が設定されております。私は調査期間がよくわかりませんが、2 年や 3 年でその結果が得られるとは信じてないので、もっともっと時間をかけてそれなりの成果を出していただいたものをこの会議に提示していただくということが必要だと思ひしております。

○松本委員長 ありがとうございます。最後に、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 初めに申しましたように、きょうの目次には出ておりませんが、初めの意見書の 39 ページの 3 番というところで、峡谷の環境調査と河川審議会というふうなことで出ております。ここに書いていないことも 1 点含めて、3 点についてお話をしたいと思えます。

まず、このタイミングでこの調査を出してくるということに対する疑問がちょっとあります。前回河川管理者さんからの説明としましては、整備計画に諮るためには早期に着手する必要があるというふうな説明であったように思いますが、そういうことが 1 点と、初めに述べました下の年次計画という事業計画等事業費のバランスの問題で、将来ひょっとしたらむだになるかもしれない事業に対するこのバランス、それから、54 ページで四角で囲ってありますけれども、先ほどの説明でも申しましたように、環境影響評価にこれだけのバランスでもって費用を導入するのであれば、新しいデータにかけて、もう少し調査に力を入れてもらいたいということが 1 点です。

次に、前回配付されました参考資料の最終 5 ページに、河川審議会の環境部会の考え方というものがございまして、この間説明がありました。それと、きょう配付されておりますニュースレター No 22 の 9 ページにも、そのときの議題が上げてありますけれども、その内容から察しますと、伊藤委員も質問されていましたが、どうも武庫川峡谷に対する新規ダムにターゲットを絞った形での依頼ではなくて、もっと漠然とした峡谷に対する環境の答えが出てきているようにしか読み取れないんです。そのあたりについて、どういうふうに環境部会の方に求めて、その結果これが出てきたのかということをもう少し河川管理者さんにお聞きしたいということが 2 点目です。

3 点目は、今までのところで出てきていないことなんですが、自然浄化機能というものに対する湛水期間の影響、下流域の生態系にも影響するのではないかとということがちょっと気になります。また、放流口が目詰まりを起こしたときのことを考えますと、水質に対しては、調査するのであれば、項目として入れる必要があるのではないかと考えております。

種類は全然違うんですけども、以上 3 点です。その他の詳細なことについては、今回このタイミングでは違うのではないかとというふうな気がしましたので、述べておりません。

以上でございます。

○松本委員長 ありがとうございます。これで 8 名の委員の方からの調査計画に関するご意見は終わります。あと、本日ご欠席になっておられる 2 名、浅見委員、田村委員から



も意見書が出ておりますが、これはお手元の資料に記載されていますので、私の方から説明はしません。この文書の提出をもって県に対する質問、意見とさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

これで 10 名の方から文章という形で環境調査のご意見等をいただきました。あと、文書は出していないけれどもという方がいらっしゃいますか。特にないようですので、委員会として 10 名の方の意見を県の方にお出ししたということでもあります。これについては、次回の流域委員会で、県の方から質問あるいは意見についての回答をお願いしたいと思います。県の方の回答は、先ほどの原案と違って、委員会全体として討議をして委員会の見解をまとめるという作業はしないということになっていますので、各委員の個別的な意見について一問ごとに回答をしていただきますことをお願いしておきます。よろしくお願います。

そのような扱いでよろしいでしょうか。

特にご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

これで本日の議題は終わりました。長時間延長して傍聴いただきました傍聴者の方々からご意見を伺いたいと思います。よろしくお願います。

○細川 尼崎市の細川です。

去年 8 月、猪名川の流域では、豊中や尼崎市で 1 時間 100mm を超す記録的豪雨がありまして、内水による床上を含む浸水被害がありました。ほんの少し降る地域が変わっていたら、武庫川流域でその被害があってもおかしくなかったと思います。今、猪名川流域尼崎市の地域では、内水被害に加えて、川の水位が上昇して堤防が破堤することを恐れる声が多く聞かれます。ダムに期待している人はいません。余野川ダムの洪水調節で被害が免れるとは地域の人間は思っていない。もしも武庫川で同じような記録的豪雨があり、さらに川の水位が上昇した場合、武庫川の場合は橋梁などによって流下能力が足りないところがたくさんありますから、堤防が越水するでしょう。堤防の破堤の原因の 80% までは越水です。武庫川でこそ越水に対する堤防強化の対策が急がれるのではないのでしょうか。武庫川でこそ越水対策を施すという堤防強化を目指していただきたい。それを最優先に行ってください。住民が被害を免れることはないでしょう。

尼崎市の下流住民としてぜひ県の方をお願いしたいのは、ダムにこだわる、基本高水を何とかクリアすることをダムに頼らないで、最優先ですべきことをまずやってほしい。

それをお願いしたいと思います。

○つづき 西宮市のつづきです。きょう、意見と質問という形でお配りをさせていただいていますので、それを見ながら聞いていただけたらと思います。

1 つは、基本高水ピーク流量の関係ですけれども、流域対策による流出抑制量を今回別枠計上ということで、参考という形だけで書かれる形になっています。基本高水のピーク流量を固定をして、洪水調節施設による調節流量、河道への配分流量を今後検討していくというような基本方針の構成にしておりますけれども、これは重大な問題があると思います。②の方でも書いておりますけれども、委員の方からも意見がありましたが、本来、総合治水、流域治水というのは、基本高水のピーク流量をどう抑えるかという点にこそその意味と目的があると。その検討、またその治水対策をつくるために流域委員会が設けられて、この間長く検討されてきたと思います。

今回の基本高水ピーク流量の設定の方式は、洪水調節施設による調節流量と河道への配分流量を引き出すための固定された前提条件という形でしておりますけれども、そういう形ではなくて、基本高水のピーク流量そのものを変わるものということで、抑え、減らしていく対象として基本方針の中できちんと位置づけるというようにしていくべきではないかと思います。いかにして基本高水のピーク流量を抑えるか、あるいは減らしていくか、そういうようにしてこそ、それが河川整備者の目的、目標となって、洪水の危険の大もとである基本高水のピーク流量を減らすことにうまずたゆまず県が研究し努力するという行政的取り組みが実現すると思います。そういう意味でも、今回の別枠計上という形は根本的な問題があると思います。

もう 1 つは、経済設計といいますか、基本高水のピーク流量を抑えるということは、県が考えている膨大な経費が見込まれるダムを必要とすることもなくて、いろんな対策も必要最小限に抑えることにつながりますし、むだな投資をやめよという国民や県民の声にこたえることにもつながっていくと思います。

④で触れておりますように、流域対策による流出抑制について、県は未解明な点が多いということで、基本方針の長期的治水方針から實際上流出抑制の量を引き上げるための取り組みを除外するという対応にしているわけです。参考という形で枠外に外しているということは、そうなります。しかし、現在未解明というのは、100年かかってというのは比喩的ですが、長期の取り組みで理論的、現実的にも不可能ということではないわけで、実際武庫川ダム計画は、昭和 46 年の時点から武庫川の中小河川改修工事の全体計画と

ということで治水計画には挙げられています。流域対策による流出抑制はこれまで県によってまともに検討されたためしがないという点からも、未解明というのは、ある意味では県、あるいは国もそうですけれども、検討に対する取り組みの不十分さといいますか、きつく言えばサボタージュといいますか、そういうことによるものであるもので、それを県がつくる基本方針からあらかじめ外しておくというのは、全く逆さまのやり方だと思います。責任がどこにあるかというのは、国と県の方にこそあると思います。

⑥に書いておりますように、基本方針の全体の枠組みとしては、基本高水のピーク流量を固定してしまうのではなくて、流域対策、基本高水、洪水調節、河道対策を相互に関連した一連の治水対策として、目標数値としても相互移行があるものとして、柔軟な治水基本方針にしていくことが必要ではないかと思えます。逆に言いますと、原案のやり方であれば、整備計画の選択肢も大幅に狭められて、ダム以外はないという形になりかねない。そんな仕掛けが私は今回のピーク流量等一覧表の設定には盛り込まれていると考えざるを得ません。ピーク流量を抑えるという取り組みに県や市が取り組んでいくことが今後必要なので、そういう意味でも今回の設定の仕方を改めて、今申し上げたような柔軟な治水基本方針にしていくべきだと思います。

それから、流域対策にかかわって、県の方で欠落していると私が考えている点を述べたいと思います。

上流、中流域の流域の浸水という問題を検討から除外してしまっている状況がこの間あるんですけども、自然貯留現象というものを治水基本方針の中に入れるべきだと思います。これまでも上流、中流域での浸水はいろんな洪水で発生していますけれども、100年確率の雨ともなれば、相当の区域で浸水が見込まれます。現にこれまでも天王寺川流域などで、田畑が長く浸水して困ったというような発言もありましたし、一般的にも三田市内、伊丹市内を流れる武庫川本川やその支川は盛土堤防となっていますから、一たんあふれば、流量はすぐに河道に戻らず甲武橋地点の基本高水のピーク流量を減少させる効果と云っていいのか、そういう結果を生じさせます。

結果としての自然貯留は、今言いましたように基本高水のピーク流量を抑えますけれども、その雨が降った流域の方にとっては大変な水害を起こすということになるわけですが、これに対しても、災害をどう必要最小限にしていくかということが基本方針の中に当然盛り込まれなければ、武庫川流域全体の基本方針という意味にならないと思います。

上中流域の自然貯留への対策というのは、河道を広げて、洪水のツケを下流に回すとい

うやり方ではなくて、この部分も総合治水でやるという形をとれば、その地域の住民にとっても助かりますし、下流にとっても下流へのピーク流量が抑えられるということで、下流も救われる。上流も下流も中流も、総合治水で徹底して取り組むという取り組みこそが、首尾一貫した武庫川の治水対策、上流のツケを下流に押しつけるということにもならない対策になっていくのではないかと思います。

この点で、⑦に書いておりますけれども、大雨のときの自然貯留の実態を、流域委員会と県民の皆さんに対して県はこれまで一貫して明らかにしてきていないんですね。私も、この間写真を流域委員会で提出させていただいたりして、事実を調べられる範囲で調べて、指摘してきましたけれども、県の方から、例えば台風 23 号のときに浸水がどれぐらい上中流域であって、湛水状況、自然貯留の状況が実際どれぐらい起きたのかということについてのデータが一切報告されていない。私は、これは根本的な問題があると思います。

流域の流出抑制量は、今回県は非常にシビアにして、大規模開発のときの調整池が思ったよりもつられていなかったから、その分削ったと。そういう点は非常にシビアにされて、減らす方には一生懸命されているんですけども、流出抑制量を本当に考えるのであれば、100年に1度の大雨になったら実際どれぐらい自然貯留が起きるのか、あるいはこれまでどれぐらい起きてきたのか、データと実際を提出してこそ流域の流出抑制量の決定ができると思います。それなしに流出抑制量はこうだということ決定して、しかもそれを治水対策の枠の外に置いてしまうというのは、むちゃくちゃなやり方だと私は思いますので、これは根本的に改めていただきたいと思います。

あと、環境対策に簡単に触れさせていただきます。②に書いておりますけれども、絶滅危惧種が別の場所に移植して育てられたらそれでよしというような考え方は持っておられないと思いますけれども、もしそういう考え方が出てくるようであれば、私は全く賛同できない。但馬のコウノトリのように、失敗をして、今回絶滅したのを回復する取り組みをしていますけれども、ああいう形ではなくて、今あるのをちゃんと守るということに全力を尽くすことが大事ではないかと思います。

③でちょっと触れておりますけれども、これまでも意見を言わせていただきましたが、溪谷に自然の木がもし残っておれば、ダムができ上がった場合、当然湛水して、その木々にビニールや紙や木片、あるいはごみが巻きついて、溪谷がビニールの花が水平線上に一行に咲いたようになることは、これまでも洪水後によく見かけられた状況ですけれども、確実に始終起きる。湛水するたびに起きることになって、いろんな高さで水平方向

に一列にビニールの花が咲いているという状況になると思います。

仮に今のハイキング道がそのまま残っていたとしても、その光景を目の上に見ながら、すばらしい溪谷だと市民が散策するだろうか。全然そんなことにならない。汚らしい溪谷を市民が歩くということにならざるを得ないということで、今の武庫川溪谷の持っている価値が根本から崩れてしまうと思います。

もう 1 つは、ダム の 予定地 の 場所 という の は、ダム屋さんが一番つくりたい場所であるわけで、それは当然溪谷が一番迫っていて、一番溪谷らしいという場所なんです。ここが数百メートルにわたってコンクリートで固められてしまう。これを県は、一部の問題だ、遠くから離れたらわからないというようなことを言っていますけれども、一番すばらしい溪谷美のところを根本から崩されることが一体どういうことなのか。これを無視して、環境対策の議論というのにはあり得ないんじゃないかと思います。

最後に、この溪谷に市民が何を期待して、何に喜びを感じておられるのか。たくさんの方が今も来られますけれども、みんな喜んで帰っておられる。その価値といいますか、この点は、流域委員会でも、私正直言って、時間もなかった中で十分に検討、議論がされていない面があるんじゃないかと。そういう気持ちがある個人的にはありますけれども、県の方はこういった点は全然無視をしてやろうとしているだけに、ぜひこういった点からも県のやり方をただしていただきたいと思っております。

以上です。

○松本委員長 ありがとうございます。ご意見は今後の審議に反映させていけるものと思います。

本日の議事はこれにてすべて終了させていただきます。遅くまでご苦労さまでした。

最後に、議事骨子の確認をしたいと思っております。

○平塚 事務局から本日の議事骨子を朗読させていただきます。

## 第 51 回 武庫川流域委員会 議事骨子

### 1 議事骨子の確認

松本委員長と土谷委員が、議事骨子の確認を行う。

### 2 運営委員会報告

「第 71 回運営委員会」(7 月 17 日開催)の協議状況について、松本委員長から説明があった。

### 3 武庫川水系河川整備基本方針(原案)の審議

(1) 基本方針（原案）に対する意見書

- ① 各委員から、「基本方針（原案）」に対する意見書について説明があった。
- ② 松本委員長から、住民からの意見書について紹介があった。

(2) 意見書に対する県の考え方等

- ① 県は、基本的な考え方を説明した後、運営委員会の論点整理をもとに、「各委員の主な意見と県の考え方」（資料 2－3）を用いて一括回答した。
- ② 「基本高水ピーク流量の設定」、「流域対策（流出抑制対策）」、「水田の貯留機能増進に関するアンケート」等について、県から説明があった。

(3) 今後の原案審議について

運営委員会において、原案に対する意見と、県の考え方について、論点を分類・整理した上で、次回流域委員会で再審議する。

4 武庫川峡谷環境調査

- ① 各委員から「新規ダムに係わる武庫川峡谷環境調査に対する意見書」について説明があった。
- ② 県は、各委員の意見・質問に対して、次回流域委員会で回答する。

5 その他（今後の開催日程）

- ・第 52 回流域委員会は、平成 19 年 8 月 21 日（火）15：00 から、アピアホールで開催する。
- ・第 53 回流域委員会は、平成 19 年 9 月 13 日（木）13：30 から、三田市商工会館で開催する。

以上でございます。

○松本委員長 何かご意見はございますかー。

ないようですので、これにて確認をしたいと思います。

本日は 1 時間半ぐらいの延長になりましたけれども、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。これにて閉会します。